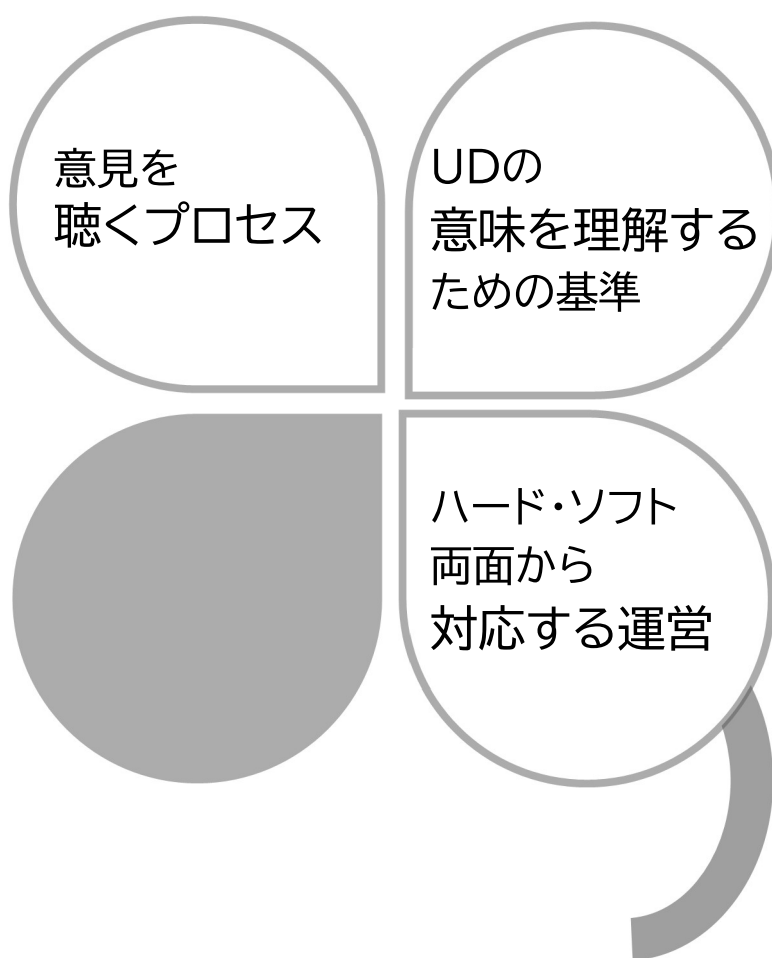


県有施設のための ユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン

すべての人が安全で快適に過ごせるよう、
はじめてからデザインされた県有施設を、ともに創り出す



三重県
令和2年12月
(令和8年2月一部修正)

は じ め に

三重県では、みんなが暮らしやすいまちになるよう「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下、UD条例といいます。）」を定め、約20年にわたりユニバーサルデザインの推進に関する取組を進めてきました。UD条例が定められた平成11年以降、少子高齢化は一層進展し、三重県を訪問する外国人観光客や在留外国人の数も年々増加しています。平成29年に「ダイバーシティみえ推進方針」が策定され、平成30年に「障がいの有無にかかわらずだれもが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行され、多様な主体の社会参加を進めようとするなか、暮らしやすいまちや使いやすい建物がより一層求められています。

このため、UD条例に基づく「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019－2022）」において、県有施設の望ましい基準を作成することを重点的取組としました。

公共施設の模範となるべき県有施設は、昭和50年代や平成当初に多くが建築された後、改善を重ねながら使い続けているものが多く、すべての施設がユニバーサルデザインに配慮された施設ではありません。そこで、令和元年度に県有施設が、来庁される方やその施設で働く職員にとって、ユニバーサルデザインに配慮された施設であるのかを明らかにするため、各施設のバリアフリー化の状況について調査を行いました。

その調査結果を踏まえ、県有施設を整備するときに、どのようなプロセスを経て、どのような部分を配慮すべきかについて「県有施設のためのユニバーサルデザイン(UD)ガイドライン」(以下、「UDガイドライン」といいます。)としてまとめました。

新型コロナウイルス感染症の感染を恐れ、お互いの声かけやお手伝いが減っている状況だからこそ、だれもが安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

県有施設だけでなく、市町・民間施設の整備・運営に携わるみなさまが、法律や条例の基準とともに、ハード面・ソフト面の両面からの対策が可能であるUDガイドラインを活用することで、ユニバーサルデザインに配慮された施設が普及し、だれもが暮らしやすいまちづくりが進むことを期待します。

目 次

第1章 基本方針	1
1-1 ガイドラインの目的	
1-2 ガイドラインの位置づけ	
1-3 ガイドラインの基本方針	
1-4 対象施設の考え方	
1-5 ガイドラインの構成	
第2章 ユニバーサルデザインで進める施設整備	6
2-1 構想段階におけるポイント	
2-2 準備段階におけるポイント	
2-3 設計段階におけるポイント	
2-4 工事段階におけるポイント	
第3章 施設の望ましい整備基準	11
3-1 共通事項	
3-2 駐車場	
3-3 敷地入口から建物入口までの経路	
3-4 エレベーター・階段	
3-5 受付・案内所	
3-6 トイレ (1) バリアフリースイレ (2) 一般トイレ	
第4章 わかりやすい案内方法	32
4-1 案内板の種類とデザインの基本ルール	
4-2 視覚障がい者誘導用ブロックの設置ルール	
4-3 案内板作成例	
第5章 ユニバーサルデザインに配慮した施設の運営	42
5-1 準備しておきましょう	
5-2 日常点検でできること	
5-3 よりユニバーサルデザインに配慮された施設へ	

第1章 基本方針

1-1 ガイドラインの目的

県では、これまでに「ユニバーサルデザインのための施設利用体験会実施マニュアル」（平成15年2月）や「ユニバーサルデザインの考え方で進める公共事業」（平成16年3月）を作成することにより、より多くの人々の意見を取り入れながら、県有施設の整備を行う方法を示してきました。

施設整備に関しては、「ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備事例集」（平成18年2月）や「既存公共的施設のバリアフリー化に対する取り組み」（平成19年3月）などを通して具体的事例を示していますが、統一的な基準が示されておらず、整備担当課の判断によるところが大きくなっています。

今回のUDガイドラインは、これまでの考え方を踏襲しながら、ユニバーサルデザイン（以下、「UD」といいます。）に配慮された施設づくりの進め方がよりわかりやすくなるように、どのように進めていくか（プロセス）と、どのように整備するか（ハード）、どのような配慮をするか（ソフト）を具体的にまとめたものです。

このUDガイドラインを活用することで、UDに配慮された施設づくりの普及を目的としています。

1-2 ガイドラインの位置づけ

UD条例に基づく「第4次推進計画」の重点的取組として、このUDガイドラインを作成します。(図1 参照)

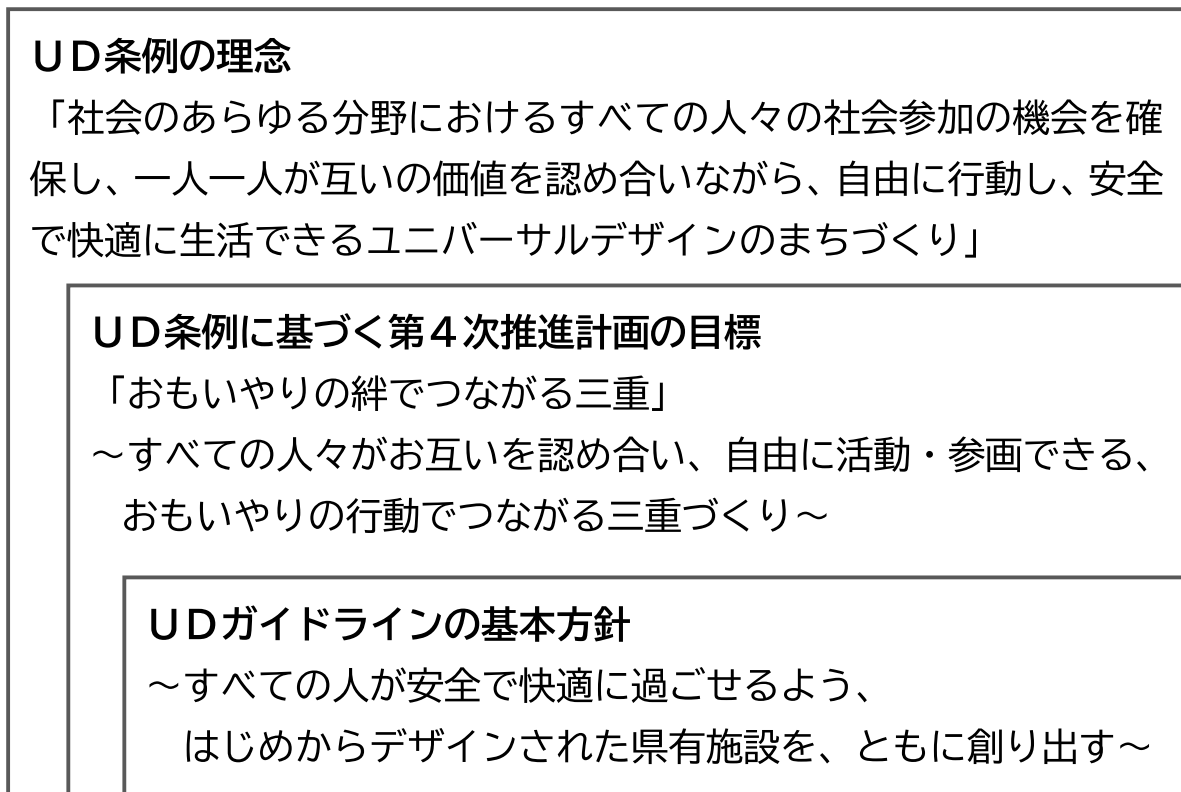


図1 UDガイドラインの位置づけ

このUDガイドラインは、施設などの整備基準を定めた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー法」、以下、「BF法」といいます。)や、「UD条例」とは違い、どのように施設整備を進めるかという施設づくりや運営方法の在り方など、ソフト面の内容についてもまとめています。

法律や条例の基準とともに、このUDガイドラインが活用されることで、ハードとソフトの両面からUD化していきたいと考えています。

B F 法には2種類の基準があり、「円滑化基準」は、B F 法に定められた建築物のうち、新築、増築、改築、用途変更する部分の床面積が2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）の場合、適合させなければならない基準です。もうひとつの「円滑化誘導基準」は、「円滑化基準」よりも高い基準となっており、適合すると認定建築物であるという表示をすることができます。UDに配慮された建築物であることを示すことができます。

このUDガイドラインでは、県有施設として望ましい基準を、UD条例の基準をベースとしながら、UDに配慮すべき部分をより高い基準として設定することとします。（図2参照）

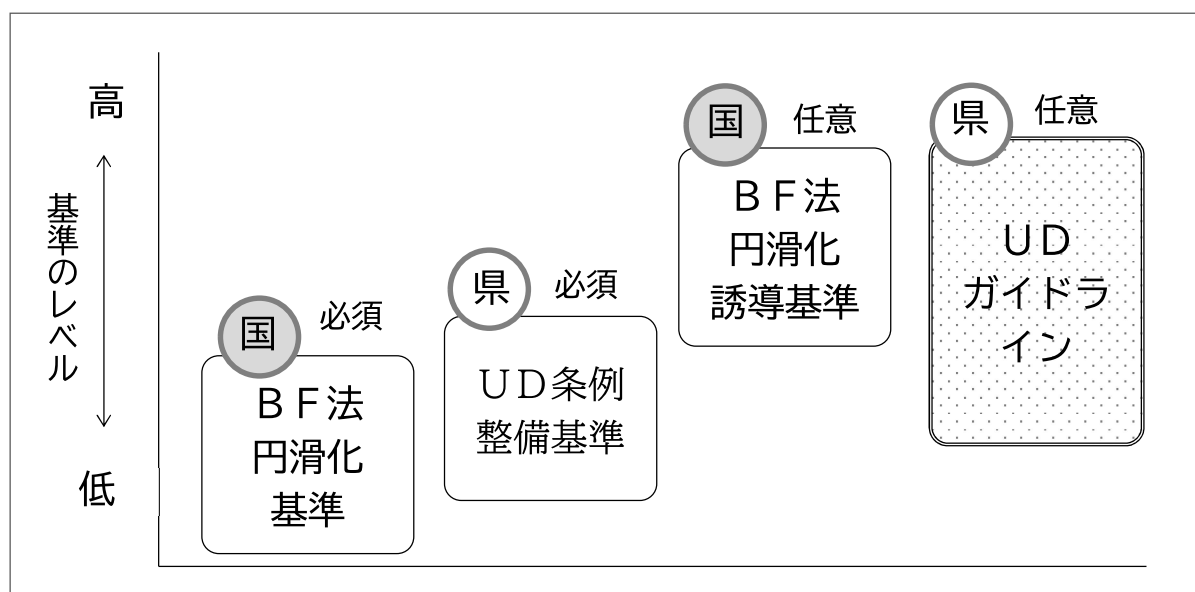


図2 各基準のレベルのイメージ図

1-3 ガイドラインの基本方針

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」であり、具体的には「最初からできるだけ多くの人利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること」です。

この考え方を明確にしたロナルド・メイス氏（ノースカロライナ州立大学）により、UDの7原則が提唱されています。

《 UDの7原則 》

- 公 平 性 だれもが使えて手に入れることができる
- 自 由 度 柔軟に使うことができる
- 単 純 性 使い方が単純にわかる
- わかりやすさ 使う人に必要な情報が簡単に伝わる
- 安 全 性 まちがえても重大な結果にならない
- 省 体 力 少ない力で効率的に、楽に使える
- スペース確保 使うときに適当な広さがある

県有施設の整備によって、使いやすい施設にするためには、UDの7原則とともに、施設を利用する多様な利用者の意見を取り入れる必要があります。

そして、SDGs※の視点を取り入れ、多様性を認めあい、誰でも暮らしやすい共生社会づくりの取組の一つとして、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことも求められています。

これらのことから、

～ すべての人が安全で快適に過ごせるよう、

はじめからデザインされた県有施設を、ともに創り出す ～

を基本方針として、県有施設がよりUDに配慮された施設となるようプロセスや基準を示します。

この基本方針を、整備に携わる人が共有することで、より使いやすい施設になると考えます。

※ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。（外務省国際協力局 パンフレットより）

1-4 対象施設の考え方

UDガイドラインは、県が所有または管理する施設を新築、増築、改修する場合に参考としていただくものです。

事業を進める上で、「施設整備のプロセス」、「施設の整備基準」、「施設完成後の運営」についてUDの視点を取り入れていただくことを目的としていることから、「第3章 施設の望ましい整備基準」は目標であり、必須ではありません。なお、床面積が2,000㎡以上の来庁者が多い建築物を想定し出入口幅等の技術基準を作成していますので、小規模な事務所や増築、改修では基準を満足するのは難しいかもしれませんが、できることから取組をお願いしたいと思います。

1-5 ガイドラインの構成

構成は、大きく3つに分かれており、どのように施設整備を進めるかというプロセス、具体的に施設整備におけるポイントをまとめた望ましい整備基準、施設が出来上がってから運営するときに行う利用者への配慮についてまとめています。（図3参照）

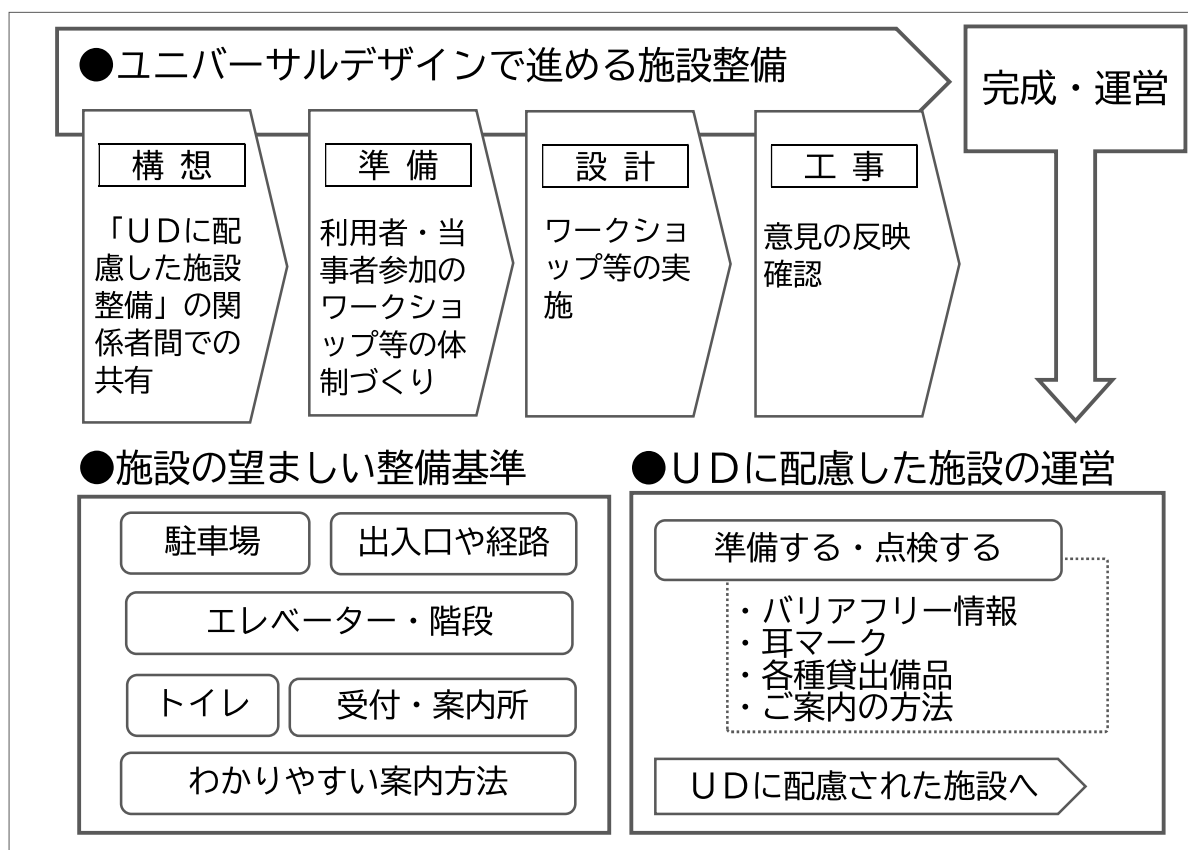


図3 UDガイドラインの構成イメージ

第2章 ユニバーサルデザインで進める施設整備

県有施設の新築などをする際は、事業課において整備計画の構想から始まり（図4①）、スケジュールや費用を検討する準備段階（②）、測量・設計等（③）を経て工事着手（④）という流れになるのが一般的です。

事業の構想段階からUDに配慮した施設とすることを前提として進めることで、設計を工夫し、車いす使用者用の段差解消機などの特別な設備を設置しないようにしたり、各種案内板の設置を工夫し、のちの改修費用を抑えることができます。



図4 施設整備の流れ

施設整備には、多くの人が関わります。

事業を実施する課＝事業課から依頼を受け、施設整備を行う営繕課、営繕課からの設計や工事を受注する設計事務所や施工業者、工事の施工状況や品質を確認する工事監理者、近隣の住民や、施設の利用者、施設完成後に勤務する職員や維持管理する職員など多岐にわたります。

このUDガイドラインでは、主にハード整備に係わる事業課、営繕課、設計事務所、施工業者、工事監理者を「関係者」、施設完成後に施設で働く職員、施設の維持管理を行う人、施設を利用する人は、「利用者等」と整理します。（図5参照）

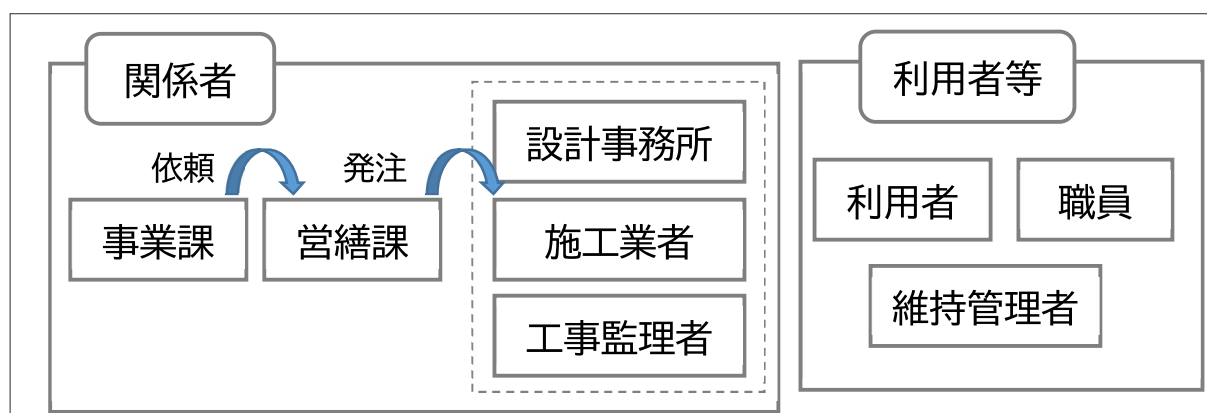


図5 施設整備に係わる関係者・利用者等の整理

2-1 構想段階におけるポイント

施設整備の目的のもと、施設の用途・規模・概要などの方向性を決める段階

- はじめに、『UDに配慮した施設を整備する』ことを関係者で共有しましょう。
 - ✓ 施設の用途や規模にもよりますが、関係者で『UDに配慮した施設にする』ことを確認しましょう。
- 整備地の選定から始める場合は、最寄りの公共交通機関等のUDの配慮状況等を確認しましょう。
 - ✓ 最寄りの鉄道駅やバス停は、段差がなくわかりやすい案内板があるかなど、UDに配慮されているか確認しましょう。
 - ✓ 駅やバス停から整備地までの歩道があるか確認しましょう。歩道は、ゆるやかな勾配で十分な幅があるなどUDに配慮されているか確認しましょう。

2-2 準備段階におけるポイント

施設整備の全体スケジュールや費用を算出し、設計発注の準備を行う段階

- 事業実施のための体制や意思決定の流れを明確にします。
 - ✓ 事業課が複数ある場合もあります。また、施設整備のためのプロジェクトチームが組織される場合もあります。関係者が多い場合は、職員の役割分担を明確にし、意思決定の流れを整理しておきましょう。
- 事業の全体スケジュールの中に、設計・施工時におけるUDについて確認するための期間を設けます。
 - ✓ UDに関することだけでなく、設計内容の合意形成には時間がかかります。関係者・利用者等が多い場合は、十分な時間を見込んでおきましょう。
- UDについて確認するためのワークショップや説明会などを実施するための体制づくりをしておきます。
 - ✓ 主に事業課が中心となり、事務局を組織します。
ワークショップ等には、時期と手法、規模の検討や、会場手配、要約筆記者・手話通訳者の手配、会場までの送迎用バスのレンタルなどの検討、また、そのための予算も必要です。限られた時間と予算の中で、効率よく意見をまとめる必要があります。
また、利用者等はもちろんですが、障がいをお持ちの方、妊産婦、子ども、外国人等様々な立場の人が参加できるように準備しましょう。
- 設計業務委託発注のための仕様書に『BF法、UD条例に適合する施設とする』ことを明記します。
 - ✓ BF法には、2種類の基準があります。「円滑化基準」と「円滑化誘導基準」のどちらの基準に合わせるかを決めておきましょう。
(基準については、P3の「図2 各基準のレベルのイメージ図」を参考にしてください。)

2-3 設計段階におけるポイント

イメージを具体化し、設計図を作成する段階

工事発注等の準備を行う段階

- 施設のゾーニングや各室の配置・面積などが決まってきた段階で、関係者・利用者等の意見を確認します。工事完成後の仕様の変更は難しいことから、この段階で、意見を整理しておくことが重要です。
設計が完成してきた段階で、意見の反映ができているか、フィードバックを行いながら、設計内容の共有と確認を行います。
- 最初に関係者・利用者等の意見を取り入れる時の手法としては、自由に意見を出し合えるワークショップ形式がよいでしょう。
 - ✓ 意見を出し合う前に、施設の目的や設計を行う際の前提条件(各種法律等の規制、敷地の条件など)について理解し、意見を出す際のルール of の申し合わせを行っておきます。
ルール（例）
 - ・必ず意見が反映されるわけではないこと。
 - ・意見は時に対立することもあります。互いの立場を尊重し、UDに配慮された施設をともに創るという思いを共有し、意見を出し合うこと、等。
 - ✓ 議論のたたき台となる設計案は、複数案を提案できるとよいでしょう。
 - ✓ ワorkshop等の開催は、運営体制や予算等により回数や規模を検討します。開催する場合には県が作成している「UDイベントマニュアル」(平成30年10月)を参考にし、だれもが参加できるようにしましょう。
- 設計完成段階での確認は、出し合った意見を設計図にどう反映したかを確認する場になるため、関係者が説明するような形式ですすめるのがよいでしょう。
- 工事段階で再度協議しなくてもいいように、手すり等の設置位置を決めたり、材料を検討しておくなど利用者等の意見を具体化しておきましょう。

2-4 工事段階におけるポイント

設計図をもとに、実際に作る寸法で検討し、色や材料等を決めながら建設する段階

- 工事段階では、実際に形を作り上げるために、より詳細に検討が進められます。検討していく中で、設計段階ではわからなかった問題が出てくることもあり、設計段階で可能と考えていたことが、できなくなることもあります。

また、工事段階では、工法や工事費が決まっていますので、関係者・利用者等が協議をして、できる範囲で一番望ましい形にしていきましょう。インターホンや手すり、案内板の位置などは、手直しの工事が発生しないように、設置位置を確認してから、取付工事を行います。

 - ✓ 施工図で、出入口の幅や戸の仕様を確認しましょう。
 - ✓ カタログや見本等で、壁・床の材料や色、インターホン、便器、手すりなどの確認をしましょう。
 - ✓ モックアップ(実物大模型)を作成し、設計の意図が反映されているか確認しましょう。
- モックアップ作成には費用が掛かりますので、あらかじめ費用を工事費に計上し、仕様書に記載しておく必要があります。
- モックアップまで作らなくても、床面に実寸でカラーテープを貼るなどして、扉や廊下の幅、トイレのレイアウトなどを確認しておきましょう。
 - ✓ 案内板やサインなどは、実寸大で見本を作成し、実際に設置する高さに掲示して、文字の大きさ、フォントや絵文字(ピクトグラム)のわかりやすさを確認しましょう。
 - ✓ 工事が完成したら、現場を確認します。工事完成後の仕様の変更は難しいので、その時点で施設のUDに配慮できていない部分を指摘するのではなく、現場では設計段階で意見を出し合ったことが、どのようにでき上がったかを共有することが大切です。

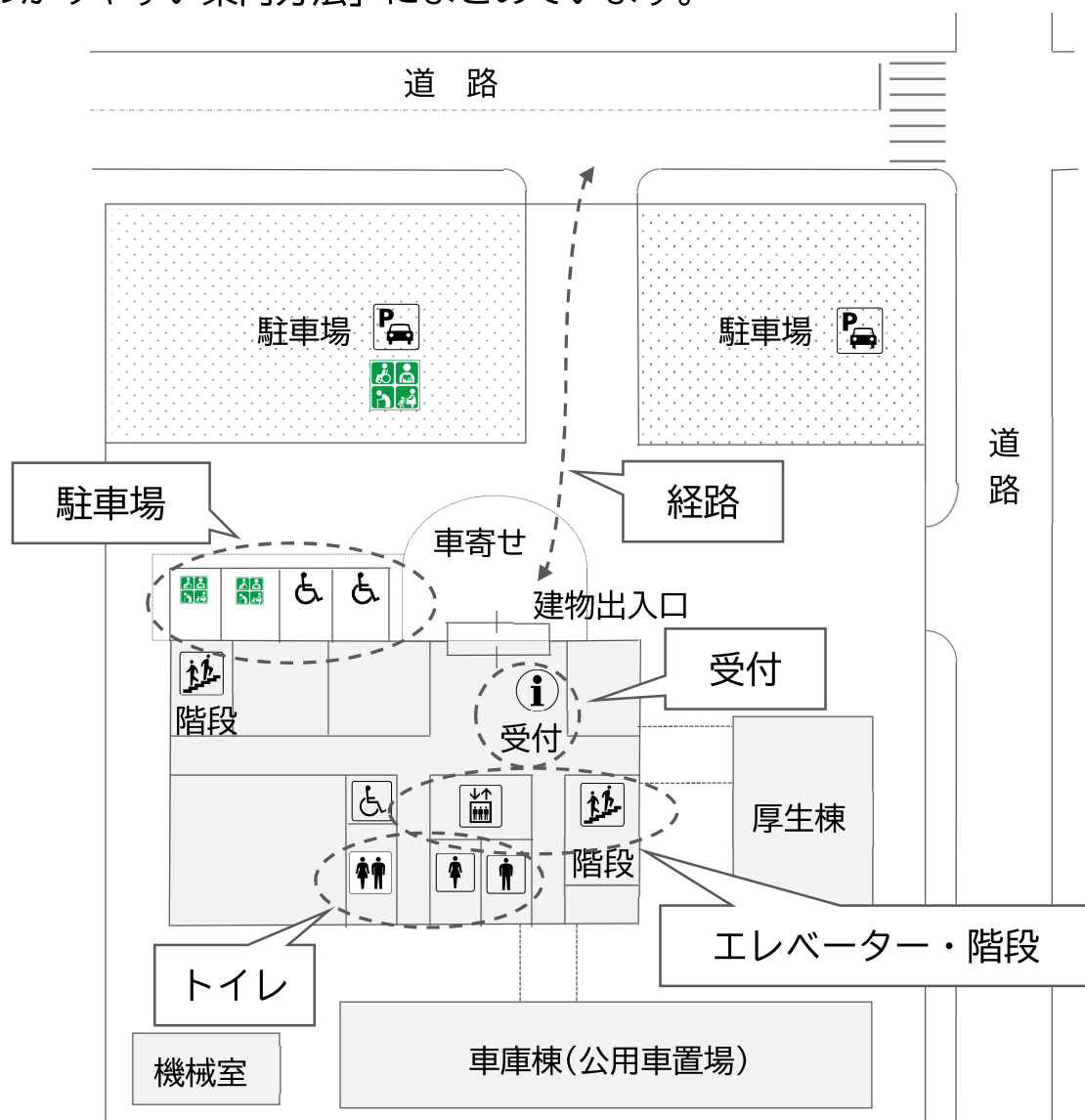
UDに配慮され使いやすい施設になったかどうかは、完成後施設を利用する中で、徐々に明らかになります。このため、完成時の現場確認段階で、使いやすさの結論を出すことはやめましょう。

第3章 施 設 の 望 ま し い 整 備 基 準

県有施設をUD化するためには、まずBF法やUD条例の基準を遵守しなければなりません。法令に基づき遵守した基準に加えて、すべての人が安全で快適に過ごせるような県有施設にするために配慮していただきたい点を、項目別に分け、望ましい整備基準としてまとめました。

また、その項目別では、施設全体で共通する内容を「共通事項」としてまとめ、施設内外の移動経路である「駐車場」、「敷地入口から建物入口までの経路」、「エレベーター・階段」と、個別の空間として施設内でも重要な「受付・案内所」、「トイレ」についてまとめています。

なお、施設に設置する案内板の種類やデザインについては、「第4章 わかりやすい案内方法」にまとめています。



3-1 共通事項

UDの整備を進めるためには、配慮が必要な方の特性を理解し、どのような整備が必要かを検討することや、車いす使用者の動作寸法を把握し、設計を進める必要があります。

【 配慮が必要な方の特性 】

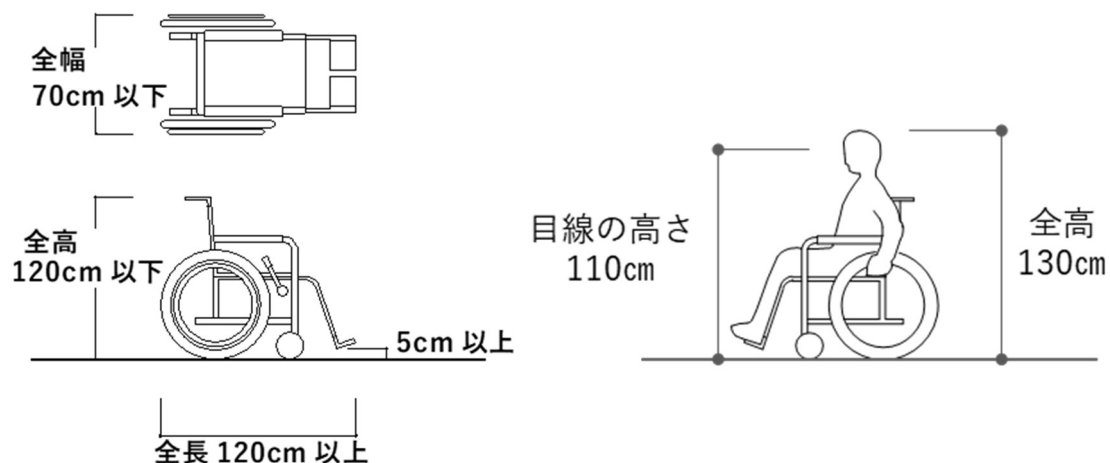
対象者	特性	整備のポイント
高齢者	加齢により視力、聴力、筋肉などの感覚・身体機能が低下し、動作が鈍くなり、体のバランスがとりにくくなる。情報伝達が難しくなる場合もある。	・滑りにくい床材にする。 ・階段に手すりを設置する。 ・わかりやすい案内板を設置する。
車いす使用者	段差があると移動できない。 幅が狭い場所は通過できない。 車いすに座っているので、目線が低くなり、手の届く範囲が限られる。	・段差をなくし、出入口や廊下の幅を確保する。 ・案内板や操作ボタンの設置位置に配慮する。 ・廊下に手すりを設置する。
妊産婦、ベビーカー使用者	産前は、体のバランスが不安定になり、急な体調変化もある。産後は、体力の低下や急な体調変化がある。 ベビーカーを押している時は、段差や狭い場所で移動できない。	・滑りにくい床材にする。 ・階段に手すりを設置する。 ・段差をなくし、出入口や廊下の幅を確保する。
子ども	身長により、手の届く範囲が限られる。身長により目線が異なり、大人に比べて視野が狭い。 漢字を読めないことがある。	・低い位置に手すりや操作ボタンを設置する。 ・ひらがなによる簡単な表現で案内する。
外国人	日本語によるコミュニケーションが難しい場合がある。 特に漢字は読めないことが多い。	・ひらがなによる簡単な表現とし、外国語を併記する（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語など利用が多い国の言語を表示するとよい）。

		・案内板へ絵文字(ピクトグラム)を入れる。
目の不自由な方	各種情報を、聴覚や触覚から得る必要がある。 視野が狭い人や色の区別が難しい人もいる。	・音声誘導装置や触知案内板を設置する。 ・案内板には、点字表示を行う。 ・誘導用ブロックを設置する。
耳の不自由な方	外見上、障がいをお持ちであることがわからない。障がいの程度により聞こえ方に差がある。 緊急時に放送のみの情報だと、何が起こったかわからない。	・放送に合わせて、文字による案内表示を行う。 ・緊急時には、点滅装置や文字表示装置などで案内する。
内部障がい・難病患者の方	外見上、障がいをお持ちであることがわからないことが多い。障がいの種別により、困っていることが違う。 急な体調変化が起こりやすい。 人工肛門・人工膀胱にしている人もいる。	・急に体調が悪くなったり、疲れた時のために、ホールや廊下へ休憩用のいすを置く。 ・オストメイト対応設備を備える。
発達障がい・知的障がい・精神障がいの方	外見上、障がいをお持ちであることがわからないことが多い。障がいの種別により、困っていることが違う。 緊急時に周囲の状況が理解できなかったり、コミュニケーションが苦手な方もいる。急に体調が変化することもある。	・施設の情報を、わかりやすく伝える案内板を設置する。 ・パニックになったり、体調が急に变化したときに落ち着くことができる部屋を設置する。
L G B T等の当事者	多様な性的指向・性自認(SOGI)に関する理解が進んでいないことから、自分らしく行動できないことがある。	・トランスジェンダーの方に配慮して、男女共用で利用できる設備とする。

【 手動車椅子の基本的な寸法 】

【 車いす使用者の人間工学的寸法 】

JIS T 9201（手動車椅子）より抜粋



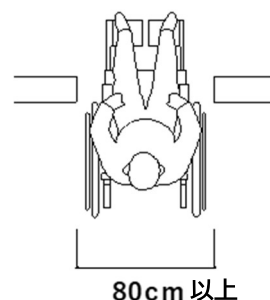
【 有効幅員の考え方 】

施設の出入口や廊下の幅は、車いす使用者の通行ができるようにしておく必要があります。設計する際に参考としていただく有効幅員を、以下に示します。（車いすの寸法は、JIS 規格で定められた手動車いすの寸法を想定しています。）

有効幅員 80 cm、90 cm 以上

80 cm は、車いす使用者が通過できる寸法です。

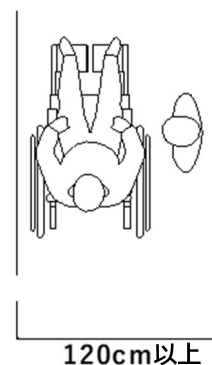
自走する場合は、ひじが車いすの車輪の外側まで出ますので、90 cm 以上有効幅員を確保すると、通過しやすくなります。



有効幅員 120 cm 以上

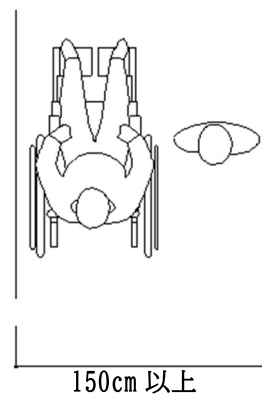
車いす使用者と横向きになった人が、すれ違うことができる寸法です。

杖を使用される方が、円滑に通過できる寸法です。



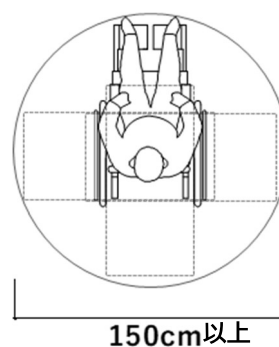
有効幅員 150cm以上

車いす使用者と人がすれ違うことができる寸法です。



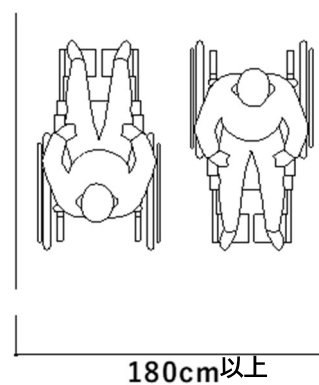
有効幅員 150cm以上

車いす使用者が、360 度回転できる寸法です。



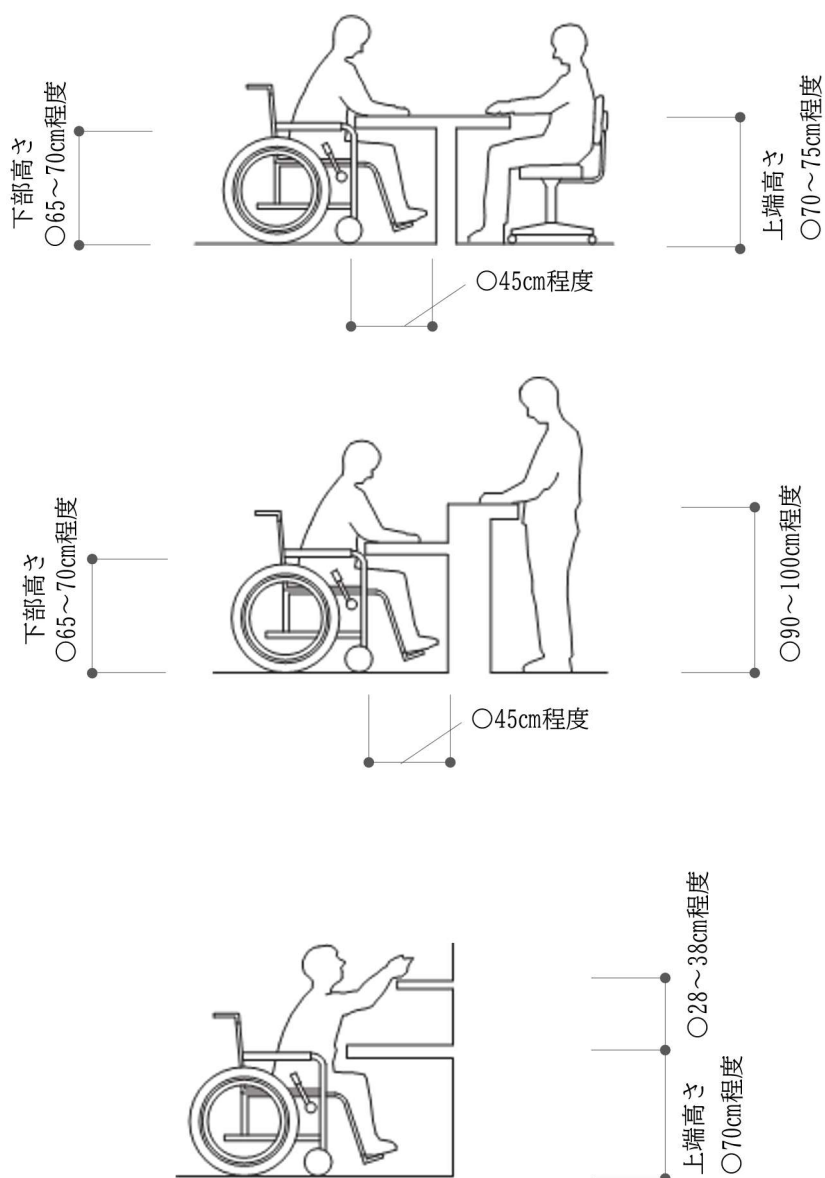
有効幅員 180cm以上

車いす使用者が、360 度転回しやすい寸法です。
車いす使用者同士が、すれ違うことができる寸法です。



【 カウンターの寸法 】

窓口や受付で設置するカウンターは、車いす使用者が接近しやすいようにカウンターの下部に適切な空間を確保します。



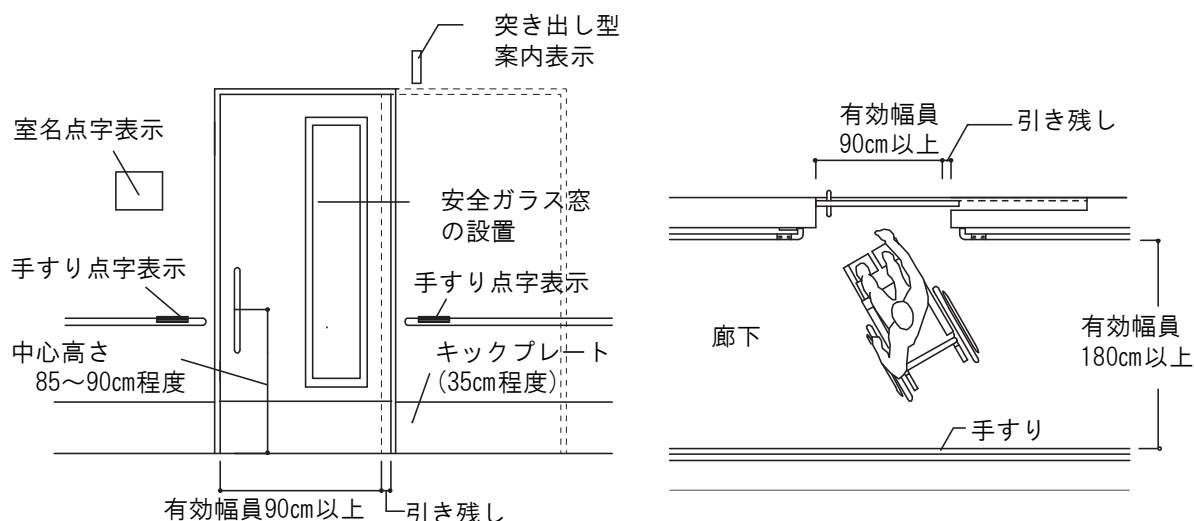
【 出入口 】

- ◇ 外部からの出入口は、自動ドアとし、車いす使用者と横向きになった人がすれ違うことができるよう幅は 120 cm以上としましょう。
(UD条例：90 cm以上)
- ◇ 各室は、車いす使用者や双子以上のベビーカーが通りやすいよう引き戸とし、幅は 90 cm以上としましょう。
(UD条例：80 cm以上)
- ◇ 幅の寸法は、有効幅員で確保します。

【 移動経路 】

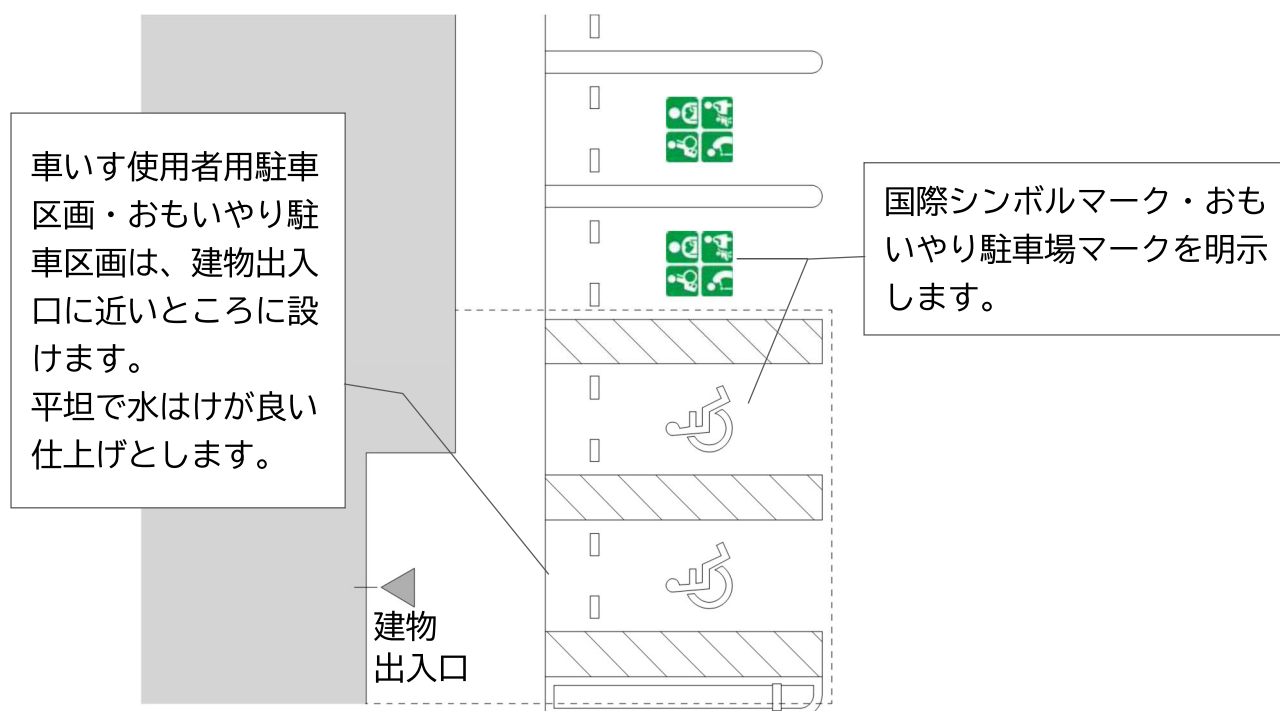
- ◇ 敷地内の通路や建物内の廊下に段差は設けません。
- ◇ 廊下の幅は、車いす使用者同士がすれ違うことができる 180 cm以上が望ましいでしょう。
(UD条例：120 cm以上)
- ◇ 幅の寸法は、有効幅員で確保します。

【 例：各室出入口の引き戸 】

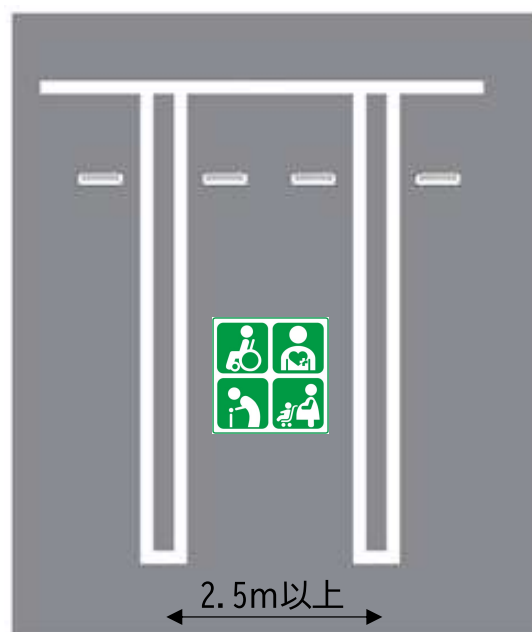


3-2 駐車場

【 整備イメージ図 】



車いす使用者用駐車区画は、幅を 3.5m以上とします。



一般のおもいやり駐車区画は、幅を 2.5m以上とします。

【 区画数 】

- ◇ 来客用駐車場がある場合は、1以上の車いす使用者用区画を設けて、おもいやり駐車区画も設置しましょう。駐車台数に応じて、下表の区画以上を設置しましょう。

なお、病院や障がい者支援センターなど、歩行が困難な方が多く利用することがあらかじめ想定される施設は、下表に限らず、区画を多く設置しましょう。

駐車台数	車いす使用者用駐車区画	おもいやり駐車区画の一般区画
1台～50台	1区画	2区画
51台～100台	2区画	4区画
101台～150台	3区画	6区画
151台～200台	4区画	8区画
201台～300台	5区画	10区画
301台～400台	6区画	12区画
400台以上	台数の1%+2区画	車いす使用者用駐車区画の2倍

- ◇ 職員用の車いす使用者用区画は、来客用とは別に設けましょう。

【 区画の構造 】

- ◇ 建物出入口近くへ設置します。車いす使用者用区画の幅は 350 cm 以上、一般のおもいやり駐車区画の幅は、250 cm 以上とします。
- ◇ 区画の左右どちらからでも乗降できるようにするとともに、車の後ろから乗降する場合もあることから、区画の周囲には段差を設けないようにします。

【 建物出入口までの通路 】

- ◇ 車いす使用者は、傘をさすことができませんので、駐車区画には屋根を設置し、建物出入口までの通路にも屋根を設けましょう。
- ◇ 建物出入口には、屋根付きの車寄せスペースを設置し、介助が必要な人の乗降がスムーズにできるようにします。
介助者が運転する場合には、介助が必要な人を車寄せスペースで降ろした後、一般の駐車区画を利用することで、車いす使用者用区画やおもいやり駐車区画の混雑の緩和につながります。

【 案内板 】

- ◇ 遠くからでも車いす使用者用駐車区画の位置が分かるように、案内板の大きさに配慮し、車の運転席からもわかるよう目線より上に設置します。駐車区画の屋根の側面等がわかりやすいでしょう。屋根がない場合は、近接する外壁面に設置するなど、わかりやすい位置に設置しましょう。
- ◇ 駐車区画までの案内板を設置するときは、視覚障がい者や高齢者等の歩行の妨げにならないように配慮しましょう。

【 案内板の整備例 】



【 国際シンボルマークとおもいやり駐車場について 】



国際シンボルマーク

このマークは、「障がい者が利用できるように整備された施設」であることを示す世界共通のシンボルマーク（国際シンボルマーク）です。

整備されている施設を示すマークであり、利用者を定めているわけではありません。



旧マーク



おもいやり駐車場

歩行が困難な方の外出を支援するため、駐車区画の利用できる方を明らかにし、マークと利用ルールを定めました。駐車区画に停める場合は、県が交付した利用証を掲示して、適正な利用であることを示します。

～ 駐車区画利用者への窓口におけるご案内例 ～

車いす使用者用駐車区画は、幅が 350cm 以上に整備されています。車いす使用者は、車の横に車いすを横付けして、乗車し、車いすを車内に乗せます。そのため、区画幅が広くなないと乗降ができません。

国際シンボルマークの付いた区画は、利用者を定めているわけではありませんが、区画幅を広く作ってありますので、車いす使用者等の乗降に広い区画幅が必要な利用者におゆずりください。

おもいやり駐車場には、2 種類あり、国際シンボルマークの付いた車いす使用者用の区画と兼ねているものと、一般的な幅（約 250cm）の区画があります。

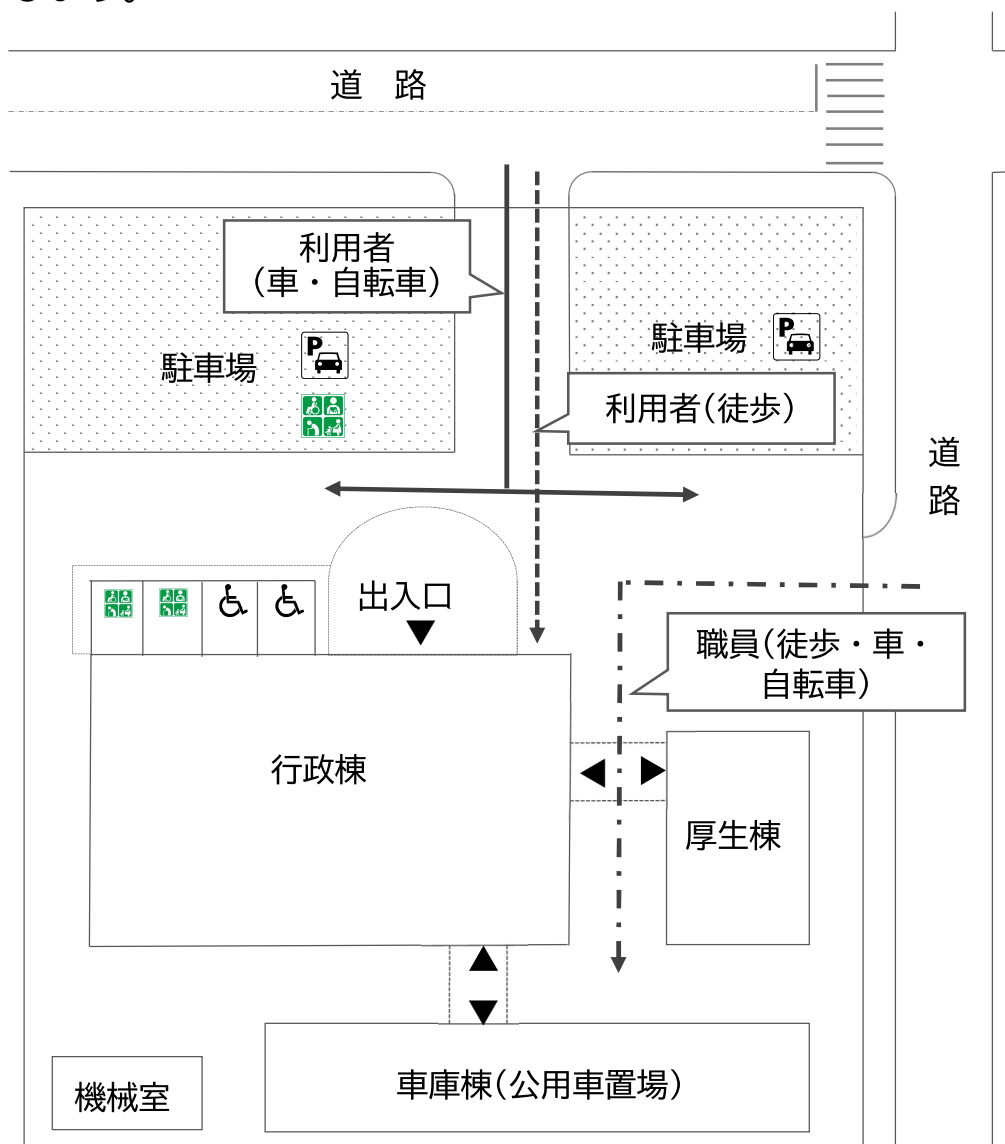
幅の広い区画は、車いす使用者等の乗降に広い区画幅が必要な利用者におゆずりいただくとともに、体調がよい時や介助者が同乗している場合は、おゆずりください。

おもいやり駐車場利用証制度は、利用される方のおもいやりの気持ちで成り立っておりますので、混雑している場合は、建物出入口近くで乗降し、おもいやり駐車区画以外を利用するなど、ゆずりあいでご利用ください。

3-3 敷地入口から建物入口までの経路

【 計画のポイント 】

- ◇ 敷地内における歩行者・自転車・自動車(利用者・公用車)の動線を明確にし、安全に移動できるようにしましょう。
- ◇ 歩行者や視覚障がい者の利用のために、敷地内にも歩道を設置しましょう。

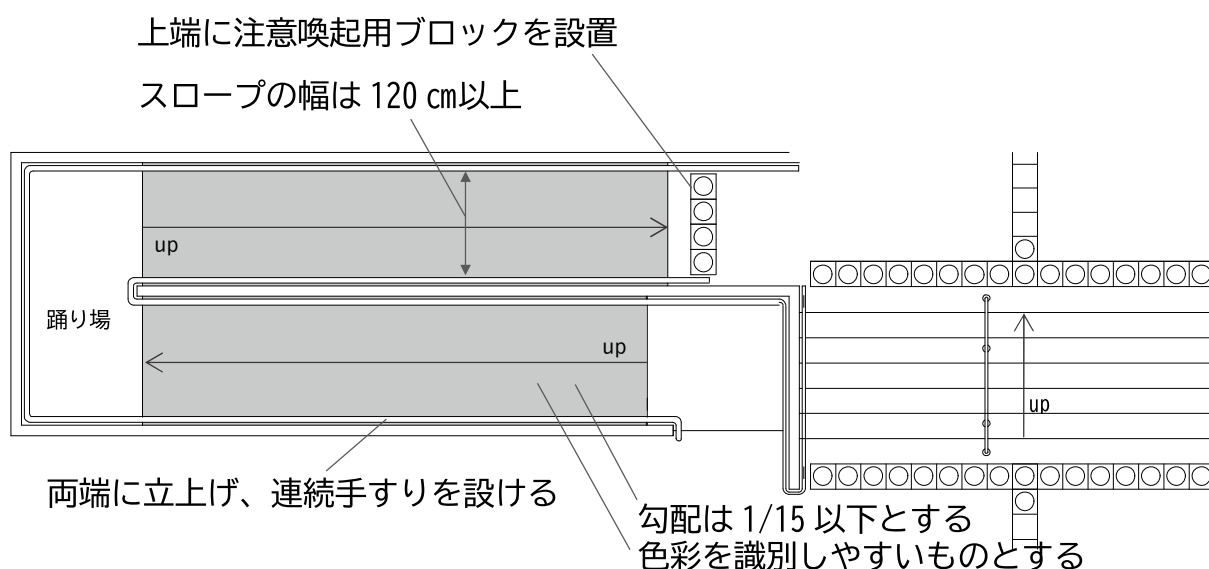


【 敷地内の通路 】

- ◇ 敷地内の経路には、段差は設けず、歩行者が通行する経路は、幅を180 cm以上としましょう。(UD条例：120 cm以上)
やむを得ず、段差を設ける場合は、スロープを設置します。

【 スロープを設ける場合の構造 】

- ◇ スロープは、幅を 120 cm以上とし、勾配を 1/15 以下としましょう。
(UD条例：1/12 以下)
- ◇ 車いすの脱輪防止や松葉づえ等が落ちないようにスロープの両側には立ち上がりを設け、連続手すりを設置します。
- ◇ 勾配部分は、色彩を変えて目立つようにします。勾配の上端に注意喚起用ブロックを設置しましょう。



スロープを上から見た図

【 視覚障がい者用ブロックの整備 】

- ◇ 敷地から建物出入口に至るまで、視覚障がい者用誘導ブロックを設置します。
- 「第 4 章 わかりやすい案内方法 4-2 視覚障がい者誘導用ブロックの設置ルール」もご覧ください。

【 その他の設備 】

- ◇ 建物出入口には、「ピーンポーン」等の音声誘導装置と「シグナルエイド」を設置します。

音声誘導装置

出入口の上部付近に設置し、「ピーンポーン」等の音声を流します。音声により出入口がどこにあるかを示します。



シグナルエイド

受信機を持って、音声による情報提供エリアに近づくと、無線を受信して「ピッピッピッ」と反応します。シグナルエイドのボタンを押すと音声案内が流されます。



- ◇ 経路には、利用者の介助が必要な場合に備えて、インターホンを設置します。



インターホンを出入口に設置した事例

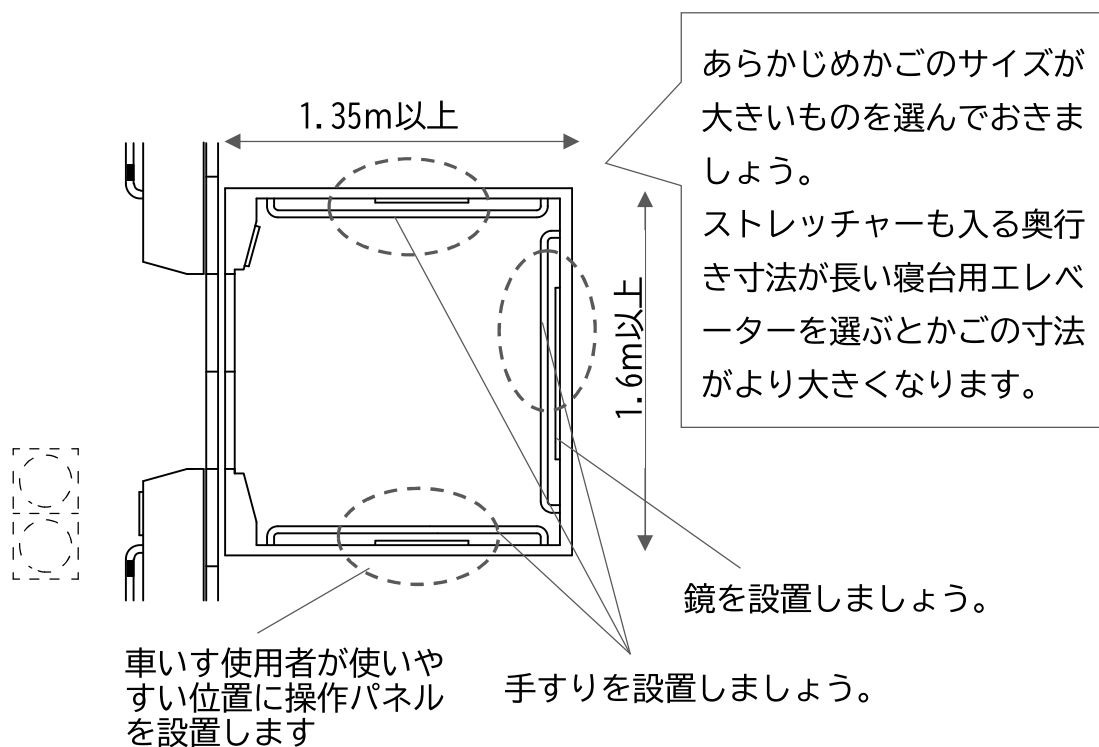
3-4 エレベーター・階段

【 エレベーター：計画のポイント 】

- ◇ BF法やUD条例では、かごの内法幅 1.4m以上×奥行き 1.35m以上のエレベーターを設置することになっています。

この寸法を満たすのは、11人乗りのタイプになりますが、車いすの大きさは多岐にわたること、介助者も一緒に乗ることなどを考えると、かごの内法幅 1.6m×奥行き 1.35mの13人乗りエレベーターより大きなかごの内法寸法のものを設置しましょう。

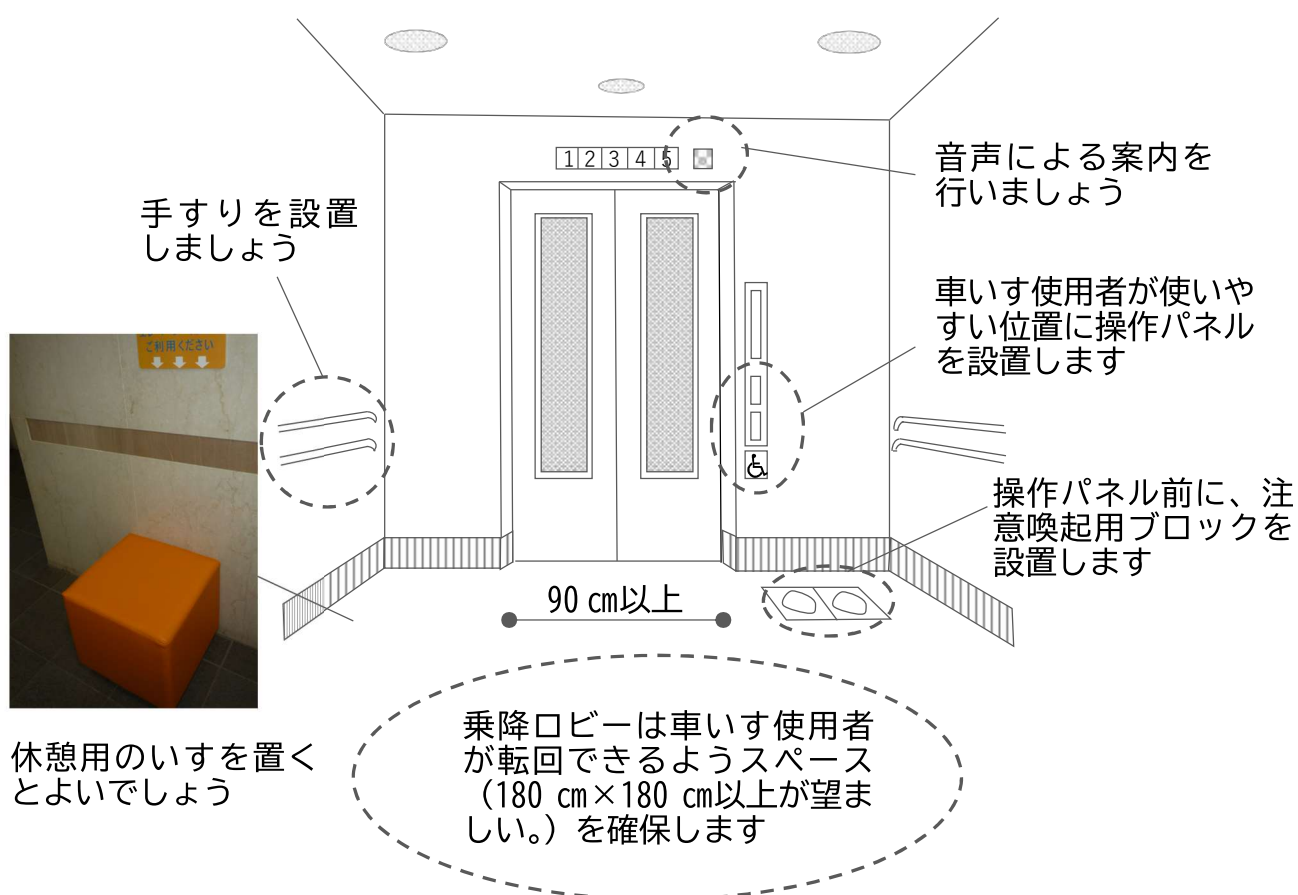
- ◇ 法定点検などのメンテナンス、将来のエレベーター改修やかご等の交換工事を考慮し、2基以上設置することが望まれます。



エレベーターを上から見た図

【 エレベーターホール：構造 】

- ◇ エレベーターホールは、十分な広さをとります。車いす使用者が使いやすい位置に操作パネルを設置し、視覚障がい者に配慮した点字表記や音声案内を行いましょう。
- ◇ エレベーターホールに椅子などをおいておくと、かごの到着を待つ間腰かけられるので、立っていることがつらい方への配慮になります。

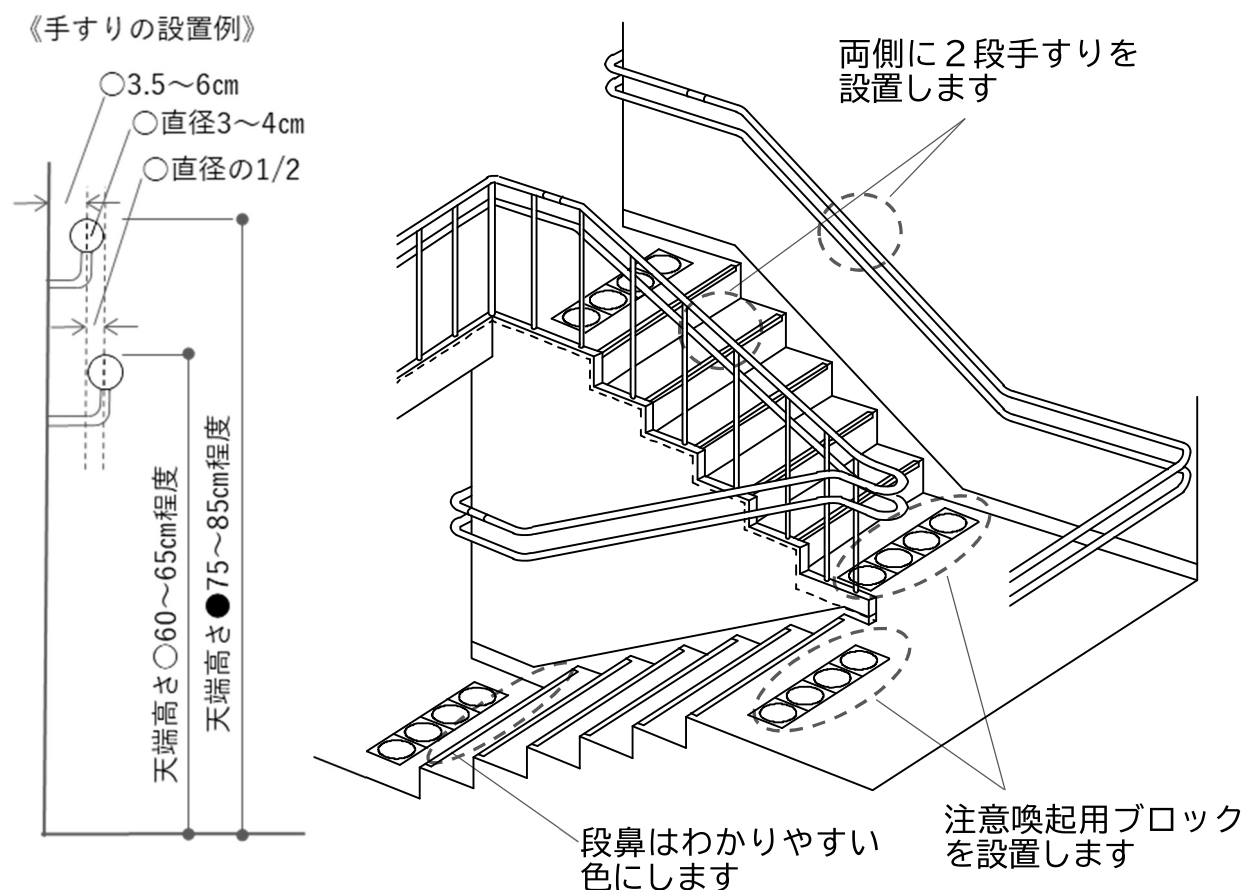


【 階段：計画のポイント 】

- ◇ 利用者の多い部門や会議室・研修室などは、低層階に配置し、幅が広い階段を設けます。輸送能力が高いエスカレーターを合わせて設置すると、エレベーターを車いす使用者が優先的に使うことができます。

【 階段：構造 】

- ◇ 2段手すりを設置すると、使いやすい高さの手すりを選ぶことができ、子どもや高齢者がより使いやすくなります。
- ◇ 階段の上段、下段に視覚障がい者誘導用の注意喚起用ブロックを設置します。特に上段部分は、転落防止措置として必ず必要です。また、原則黄色としますが、床材の色と比較して目立つ色を選択します。



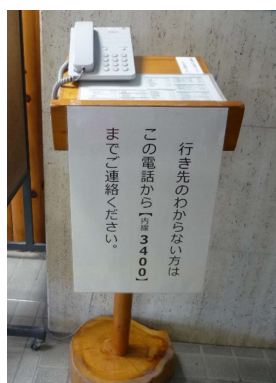
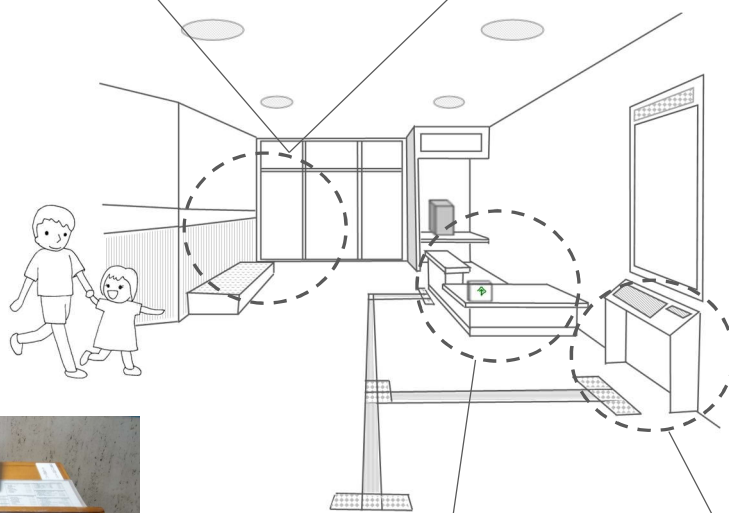
3-5 受付・案内所

【 計画のポイント 】

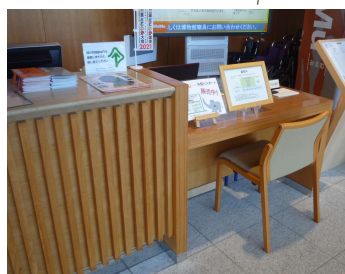
- ◇ 受付・案内所は、情報拠点の場として、重要な場所です。情報を整理しておき、利用者に対し、必要な情報を提供できるようにしましょう。
- ◇ 受付・案内所がない場合やあっても無人の場合は、インターホンや内線電話を設置し、来客等に対応できるようにしましょう。



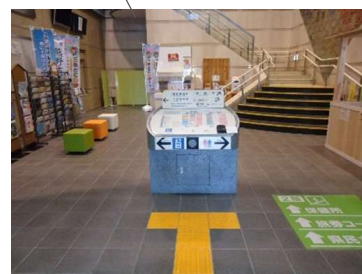
受付周囲の整頓の例



内線電話設置例



受付カウンターの例



案内板までの誘導用ブロック設置例

【 受付で提供すべき情報 】

- ◇ 受付には、耳マークを設置し、筆談等に対応しましょう。
- ◇ 施設内にA E Dを1以上設置し、設置場所を受付で案内できるようにしましょう。
- ◇ 施設内の各事務所の連絡先（内線電話番号表等）をまとめておきましょう。
- ◇ 施設案内図を作成し、配布できるようにしましょう。

「第 5 章 ユニバーサルデザインに配慮した施設の運営 5-1 準備しておきましょう」も参考にしてください。

【 受付ロビー等に設置する案内板 】

- ◇ 施設には、「施設全体の案内板」と「会議室予定表」を設けるようにしましょう。床面積が2,000 m²以上の施設には、触知案内板も設置します。

具体的な表示内容は、「第 4 章 わかりやすい案内方法」を参考にしてください。

3-6 トイレ (1) バリアフリースペース

【 計画のポイント 】

- ◇ 一般的に、車いす使用者が利用できるスペースの広いトイレ、オストメイト対応設備を設けたトイレ、乳幼児用ベッド等を設けたトイレのことを総称してバリアフリースペースと呼びます。

施設の各階に、1ヶ所以上のスペースの広い車いす使用者用トイレを設置し、オストメイト対応設備、大人用介護ベッド、乳幼児用ベッドの機能などは施設内に1ヶ所以上設置しましょう。

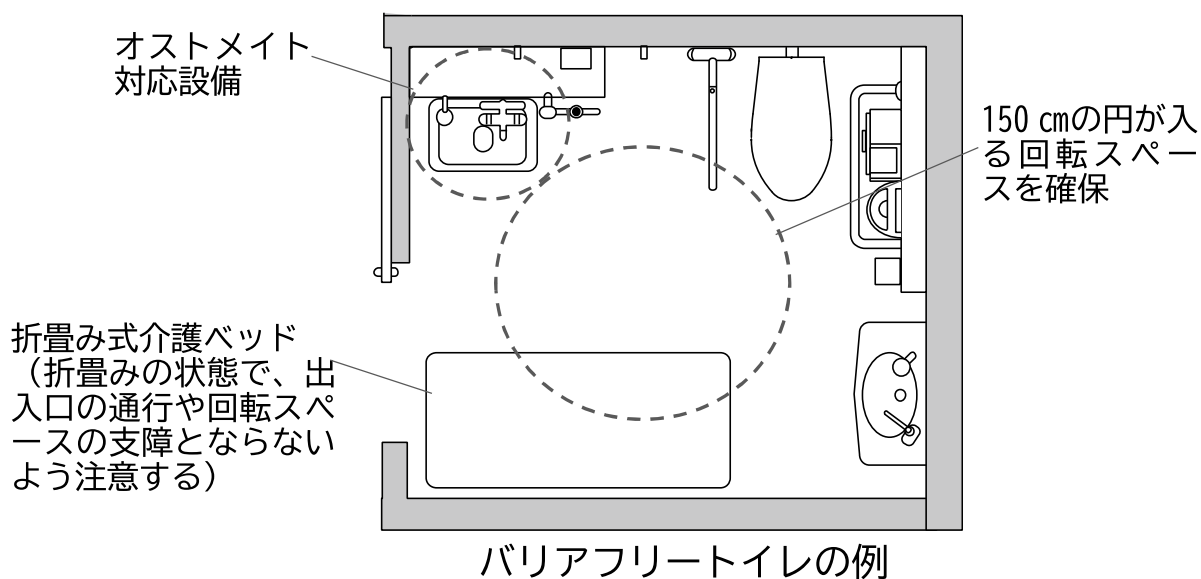
バリアフリースペースに、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等すべての機能をもたせると利用が集中してしまいますので、一般トイレに設備を分散させるようにしましょう。

【 構造 】

- ◇ バリアフリースペースの寸法で大事なことは、トイレ内で 150 cmの円が入るスペースを確保することです。車いすが転回できる空間をまず確保しましょう。

その上で、オストメイト対応設備や大人用介護ベッドなどを設置する場合は、適切な寸法にします。

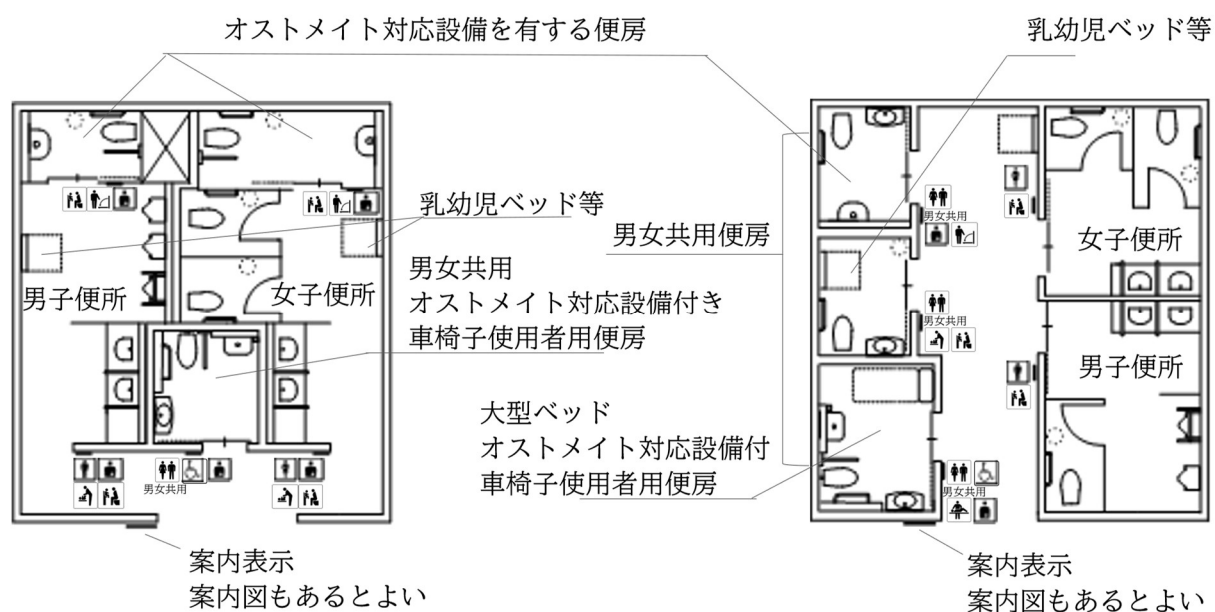
各階ごとに設けるバリアフリースペースは、全部を同じ配置にするのではなく、便器の位置や向きが異なるタイプを設け、利用者が使いやすい便所を選ぶようにします。



3-6 トイレ (2)一般トイレ

【 計画のポイント 】

- ◇ バリアフリートイレだけでなく、一般トイレも使いやすいトイレにすることで、よりUDに配慮した施設になります。
- ◇ トランスジェンダーの方や子ども連れの方、異性による介助を行う方への利用に配慮して、男女共用で利用できるトイレを設置するとよいでしょう。



分散配置したトイレの例

【 構造 】

- ◇ 洋式便座とし、手すりを設置します。
- ◇ オストメイト対応設備付きのブースを設置します。
- ◇ 乳幼児連れの利用者のために、おむつ替えができる乳幼児ベッド等やブース内に乳幼児いすを設置します。

第4章 わかりやすい案内方法

UDに配慮した施設とするためには、必要な情報をわかりやすく伝える必要があります。

ここでは、県有施設に必要な案内板とその作成方法、視覚障がい者誘導用ブロック設置の考え方についてまとめましたので、施設の用途、規模、利用者を考慮し、適切な方法を選択しましょう。

4-1 案内板の種類とデザインの基本ルール

【 設置する案内板の種類 】

県有施設には、「施設全体の案内板」と「会議室予定表」を設けるようにしましょう。床面積が 2,000 m²以上の施設には、触知案内板も設置します。各階には、「各階案内板」を各室には、「各室案内板(室名札)」を設けます。

【 統一性：内容を直感的に理解しやすくし、読みやすくすること 】

デザインの統一

◇ フォントは、「BIZ UDP ゴシック」などを使用します。

最近では、UDに配慮したフォントが様々に開発されています。使うフォントの種類を絞り、統一しましょう。

◇ 絵文字（ピクトグラム）や文字の大きさは、設置する場所と見る位置との距離により異なります。次の表を参考にしてください。



距離	和文文字高	英文文字高	絵文字 枠
遠くから視認する吊下型等の誘導用サインや位置を示す案内板など(距離20m)	8 cm以上	6 cm以上	24 cm以上
案内板の見出しなど(距離10m)	4 cm以上	3 cm以上	12 cm以上
近くから視認する自立型や壁付型等の案内板など(距離5m)	2 cm以上	1.5 cm以上	6 cm以上

- ◇ 色使いについては、色覚に特性のある人の見え方をバリエーションなどで確認し、情報が伝わるか確認します。

絵文字（ピクトグラム）の統一

- ◇ 絵文字（ピクトグラム）は、設備や機能を絵で示すことにより直感的に何があるかを把握できます。

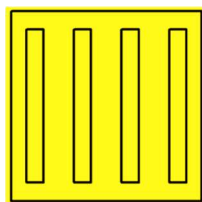
国際的に標準化されているものもあるため、まずは、JIS（日本産業規格）に定められた絵文字（ピクトグラム）を使用し、次に交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン」が定めているものを使用します。

【 連続性 ： 適切な場所にあり、目的地まで誘導すること 】

- ◇ 目的地まで誘導するためには、目線の先に案内板を連続して設置する必要があります。視覚障がい者の人には、視覚障がい者用誘導ブロックを連続して設けると同時に、音声による案内を組み合わせます。
- ◇ 案内板の設置方法は、床面に示す方法、自立式、天井からの吊り下げ式、壁面に表示する方法（壁面に沿って貼る平型・廊下側への突き出し型）がありますが、どこから見るとわかりやすいかを第一に、設置する方法を選びます。
- ◇ 案内板の高さは、車いす使用者や子どもにもわかりやすい高さとしましょう。目的地までのラインを床面に示す方法もよいでしょう。

4-2 視覚障がい者誘導用ブロックの設置ルール

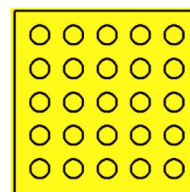
【 種類 】



線状ブロック(誘導用)

まっすぐ進むことを教えています。線状の突起部分は、5mm以上の製品が主流ですが、突起が1~2mmの製品や合成ゴム製の突起のない製品もあります。(※)

床面に穴をあけ、接着剤で設置する鋲タイプもあります。



点状ブロック(注意喚起用)

階段や、曲がるなど注意することや、目的地についていることを教えています。

床面に穴をあけ、接着剤で設置する鋲タイプもあります。

【 整備例 】

誘導用ブロックの色は、原則黄色としますが、周囲の床仕上げと区別しやすい色にします。輝度比を2.0以上確保するとよいでしょう。



屋外の整備例

【 設置場所 】

視覚障がい者誘導用ブロックを、次の場所に設置しましょう。

屋外 敷地の入口 から 建物の出入口 までの経路

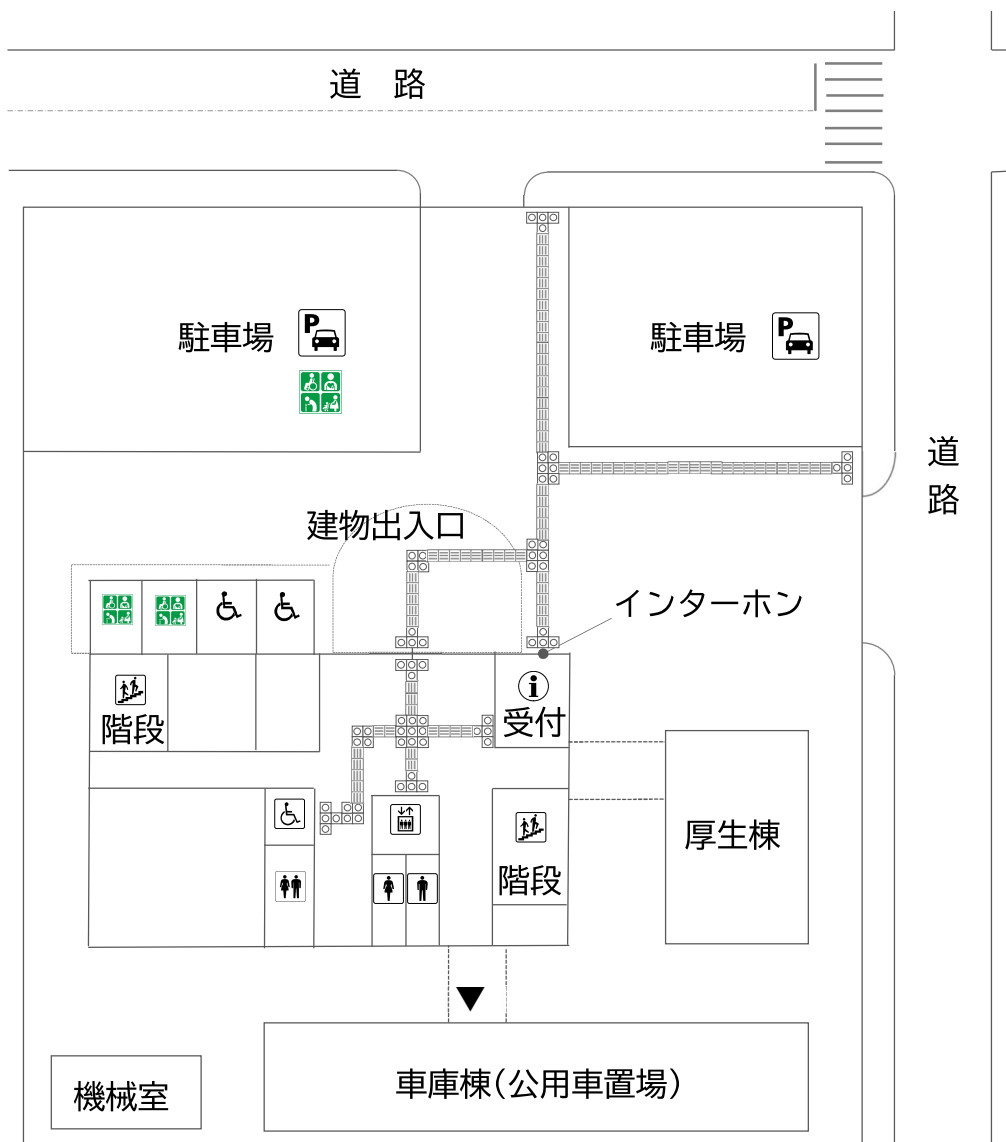
触知案内板やインターホンがある場合は、その位置を示します。

屋内 建物の出入口 から 触知案内板や受付 までの経路

建物の出入口 から エレベーター までの経路

建物の出入口 から トイレ までの経路

インターホンがある場合は、その位置を示します。



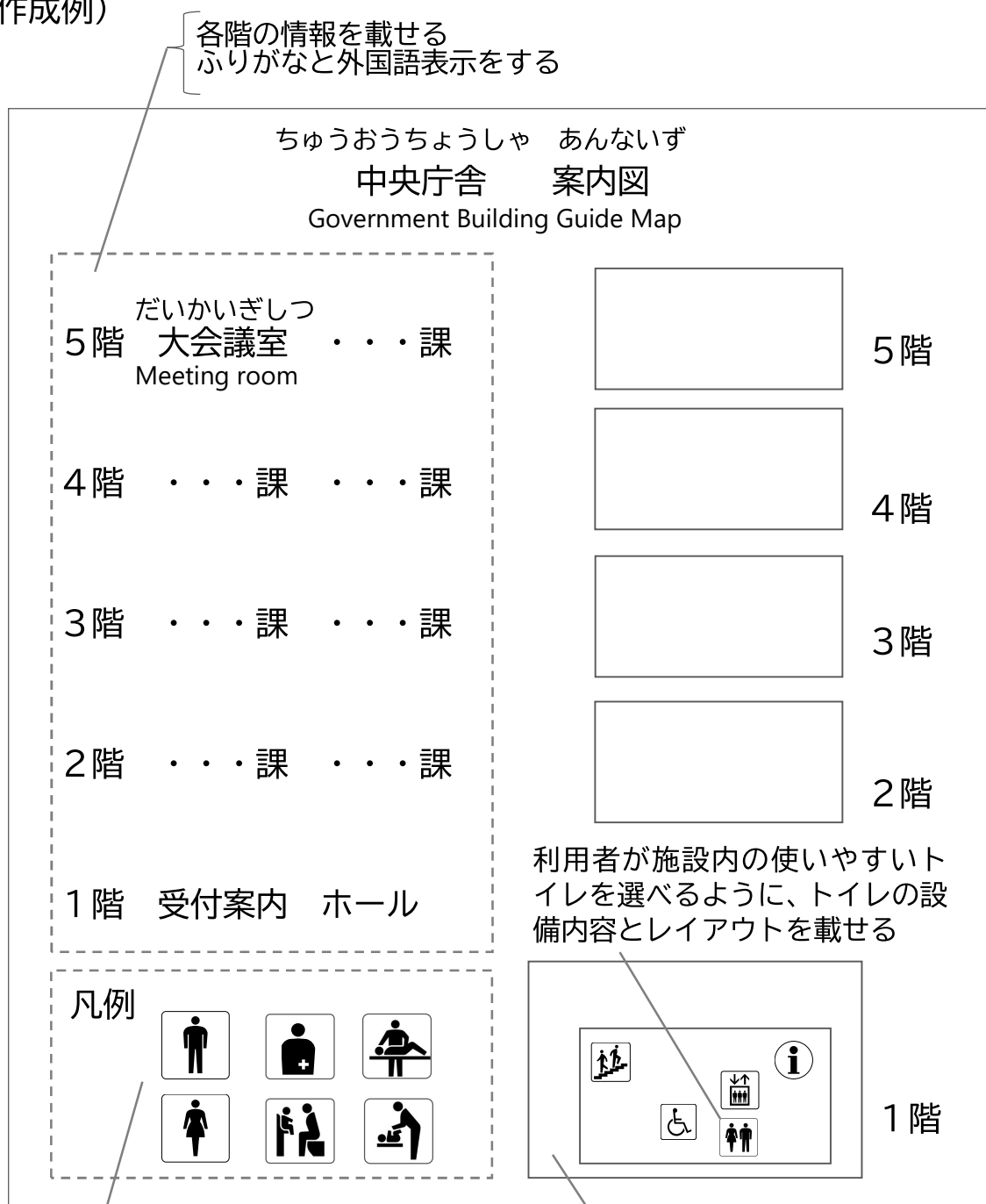
設置イメージ図

4-3 案内板作成例

【 施設全体の案内板 】

敷地全体の案内図は、情報量が多くなりますので、文字のフォントや大きさ、色使いを工夫する必要があります。

(作成例)



絵文字(ピクトグラム)の
凡例を載せる

各階の平面図を載せ、絵文字
(ピクトグラム)で位置を示す

【 会議室予定表 】

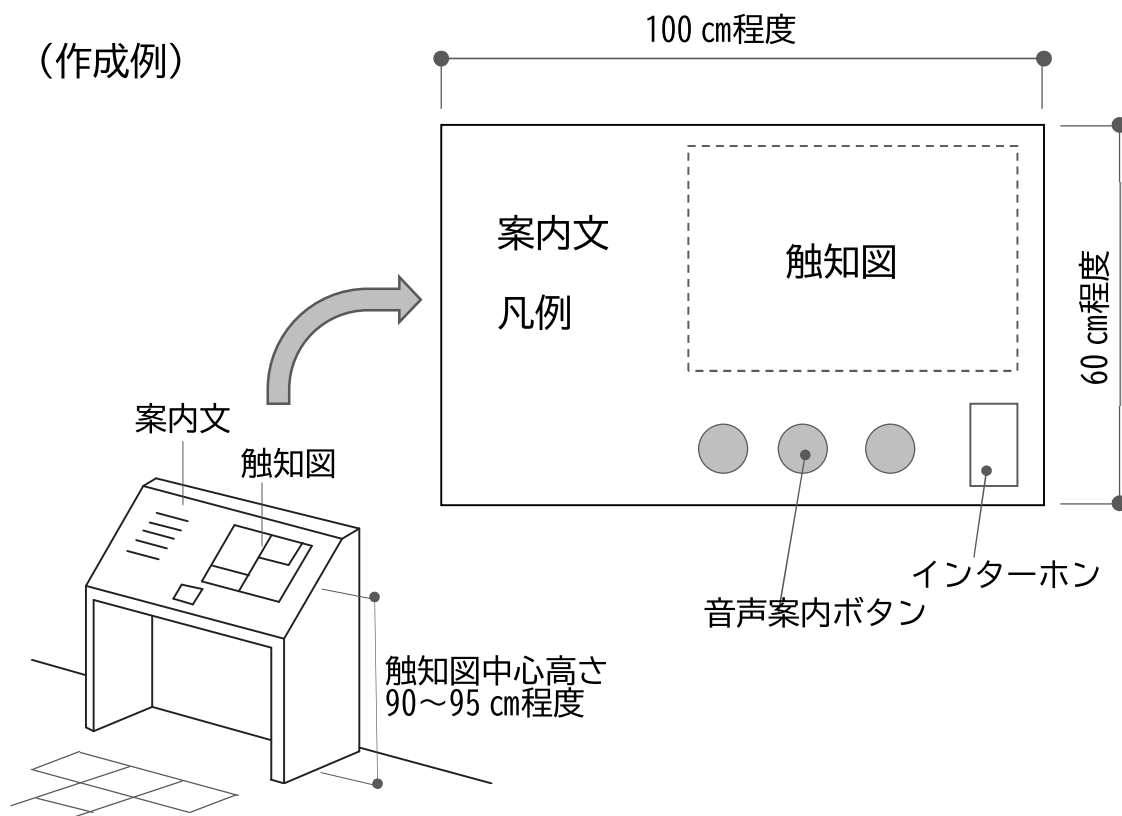
黒板やホワイトボード、ディスプレイ等で作成します。施設内の行事や会議の予定を集約します。

(作成例)

ちゅうおうちょうしゃ かいぎしつよていひょう 中央庁舎 会議室予定表			
会議室名	会議名	時間	担当課
5階 大会議室			
3階 会議室31			
3階 会議室32			
1階 応接室			

【 触知案内板 】

(作成例)

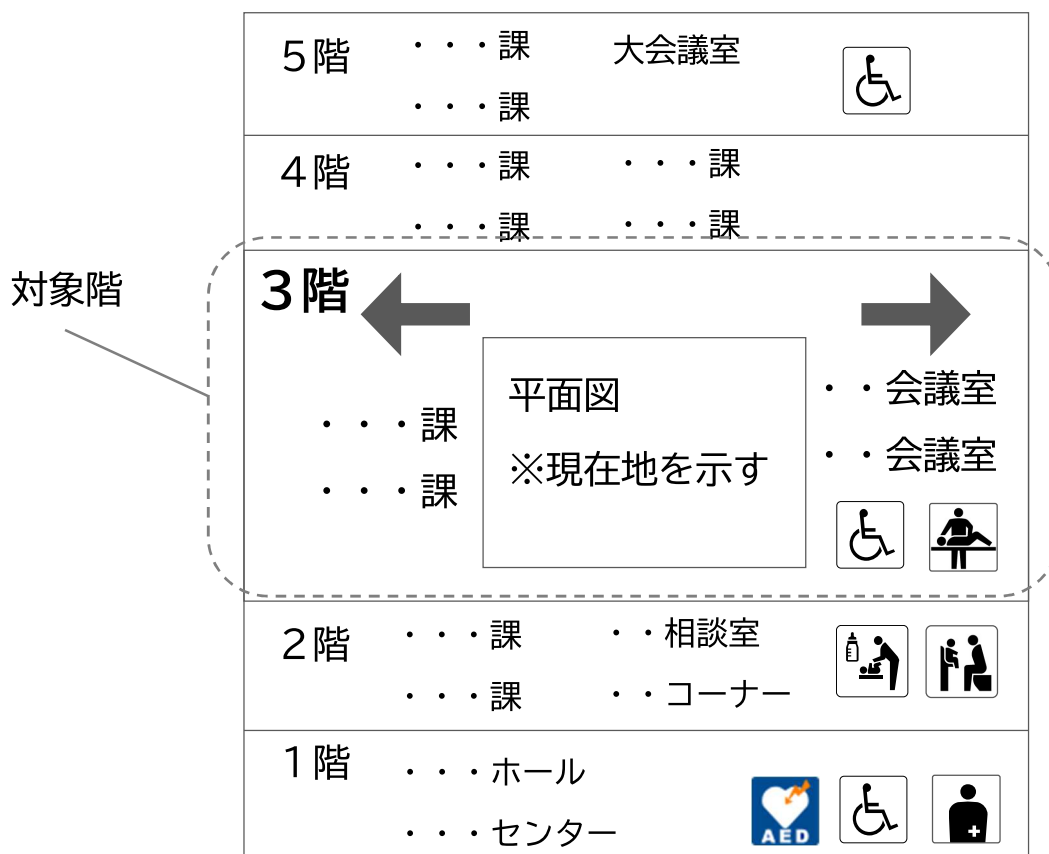


【 各階案内板 】

エレベーターホールや階段室等に設置するとわかりやすいでしょう。

階の平面図を乗せ、各室への方向やトイレの位置を絵文字（ピクトグラム）で示します。他の階の情報も掲載できるとよいでしょう。

（作成例）

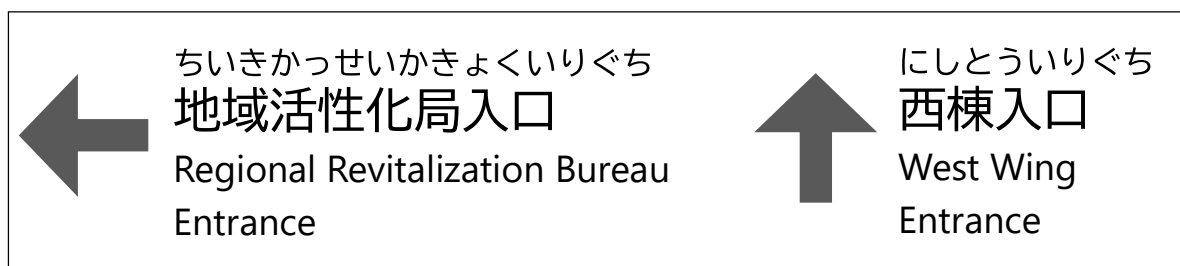


【 誘導用案内板 】

誘導用の案内板は、遠くからでもわかるように、廊下の天井付近に設置するとよいでしょう。

案内板に照明を照らしたり、内蔵して点灯するとよりわかりやすくなります。

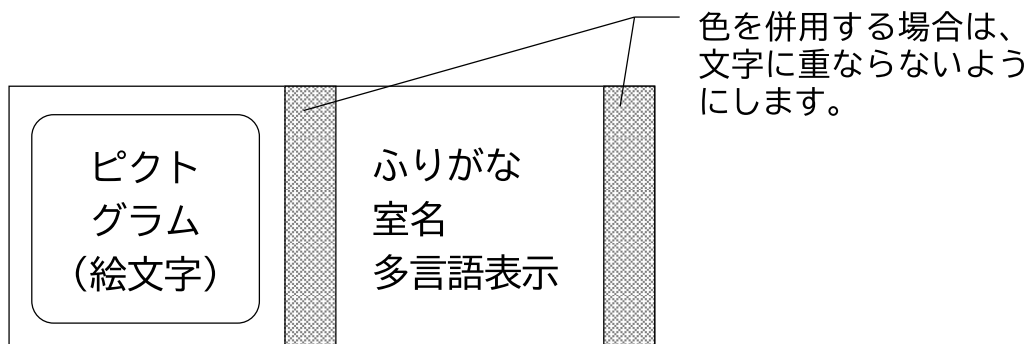
(作成例)



【 各室案内板 】

絵文字（ピクトグラム）と室名を組み合わせで表示します。室名には、ふりがなと多言語表示を加えましょう。

室名を遠くからでも認識できるようにする場合は、壁から突き出して表示します。



(作成例)

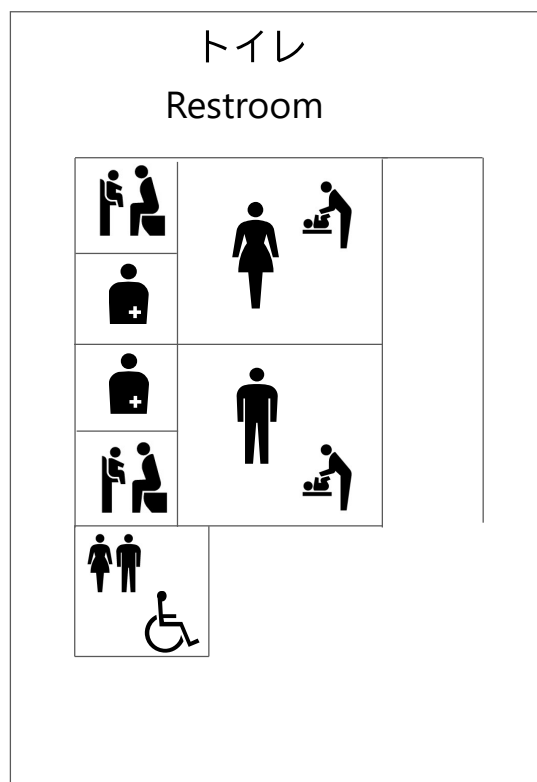


【 トイレ案内板 】

トイレの案内板には、どのような設備があるかを示すと利用者が使いたい場所を選ぶことができます。バリアフリートイレの案内板には、設備を必要とする人が優先的に利用できるよう、利用マナーを表示するとよいでしょう。

また、施設内のどこにあるかを各種案内板で示すとともに、出入口やエレベーターからの経路には、誘導用の案内板を設置します。

(作成例)

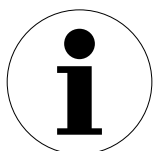


【 絵文字（ピクトグラム）の種類 】

絵文字(ピクトグラム)には、次のようなものがありますので、案内板作成時に参考にしてください。



Question & answer
案内所



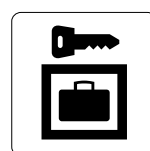
Information
案内



Check-in / Reception
チェックイン / 受付



Parking
駐車場



Coin lockers
コインロッカー



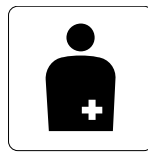
Toilets
お手洗



Men
男性



Women
女性



Facilities for Ostomy
オストメイト用設備



Tickets /
Fare adjustment
きっぷうりば / 精算所



Accessible facility
障がいがある人が
使える設備



Slope
スロープ



Stairs
階段



Elevator
エレベーター



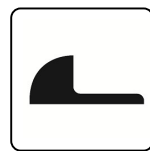
Escalator
エスカレーター



Prams / Strollers
ベビーカー



Baby care room
ベビークアールーム



Squatting Style Seat
和風便座



Sitting Style Seat
洋風便座



Spray seat
温水洗浄便座



All gender toilet
男女共用お手洗



Children's toilet
こどもお手洗



Care bed
介助用ベッド



Diaper changing table
おむつ交換台



Baby chair
ベビーカー



Changing board
着替え台



Calm down/Cool down
カームダウン
クールダウン

第5章 ユニバーサルデザインに配慮した施設の運営

建設工事が終了しても、UDに配慮された施設が完成するわけではありません。施設を運営する時にも、利用者や職員に配慮することが必要です。

この章では、どのようなことに配慮すればより使いやすい施設になるかをまとめましたので、できることから取り組んでみましょう。

5-1 準備しておきましょう

【 受付・出入口ホール付近に備えるもの 】

- ◇ 施設案内図兼バリアフリーマップをつくりましょう。

マップは、建物内だけでなく、敷地全体で作成します。

「車いす利用者用駐車場」、「スロープ」、「階段・エレベーター」、「受付」、「トイレ」、「AED」の位置を示し、トイレについては設備内容の写真を掲載しておくとうわかりやすいでしょう。

また、施設内の連絡先（内線電話番号表等）をまとめておきましょう。

- ◇ 受付カウンターに「耳マーク」を設置しましょう。

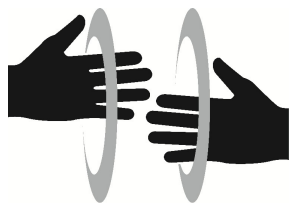
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が定めた「耳マーク」だけでなく、全日本ろうあ連盟の定めた「手話マーク」や「筆談マーク」もあります。カウンターには筆談用の紙やホワイトボードなどを準備します。

耳マーク



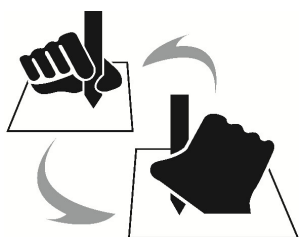
聞こえが不自由なことを表すと同時に聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

手話マーク



窓口等で掲示すると、
「手話で対応します」
「手話ができる人がいます」という意味を
伝えることができます。

筆談マーク



窓口等で掲示すると、
「筆談で対応します」という意味を伝え
ることができます。

- ◇ 貸出を行う備品を準備しましょう。

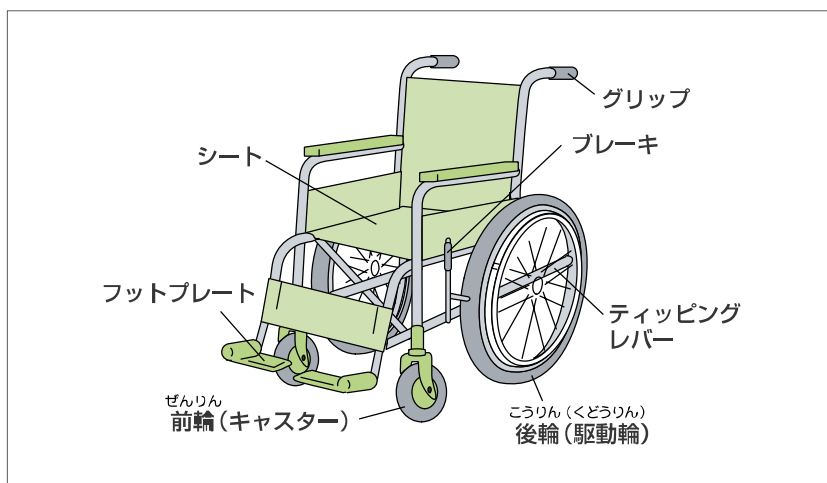
受付で、「車いす」、「ベビーカー」、「杖」、「シルバーカー」、「拡大鏡」などの貸出ができるようにしましょう。

貸出用の備品は、汚れ・破損等がないか点検をしておきましょう

出入口や廊下に段差がある場合は、仮設スロープを準備しておきます。

- ◇ 車いすの点検を行いましょう。

車いすをいつでも貸し出しできるように、2 か月に 1 回程度簡単な点検をしておきます。



車いすの構造

点検箇所	点検内容
汚れ・破損	ほこり等ないか掃除しましょう。 ベルトや部品がなくなっていないですか？ →ベルトや部品がない場合は、使用できません。 ベルトなどを取り寄せましょう。
タイヤ	空気は入ってますか？ (指で押して確認します。) →なければ空気入れていれます。 それでも漏れていく場合は、パンクかもしれません。修理業者に相談しましょう。(タイヤだけなら自転車修理を行っているところで見てもらえることがあります。)
ブレーキ	ブレーキは効きますか？ グリップのところにある介助用ブレーキは効きますか？ →効きが悪いなと感じたら、点検業者に相談しましょう。
動かして確認	駆動輪の操作はスムーズですか？ 前輪はスムーズに動きますか？

- ◇ 備品貸出を行っていることや、配慮が必要な方へご案内をすることを示しておくといよいでしょう。

受付で備品を貸出できることや、配慮が必要な方へお手伝いを行うことを示しておく、利用者が安心して受付に声をかけることができます。



【 介助方法を理解しておきましょう 】

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを「心のバリアフリー」といいます。（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」2017 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定より）

どのようにコミュニケーションをとるかをあらかじめ理解しておくことが、UDに配慮した施設運営につながります。

基本マナー

施設の利用者や困っている人がいたら、声をかけましょう。

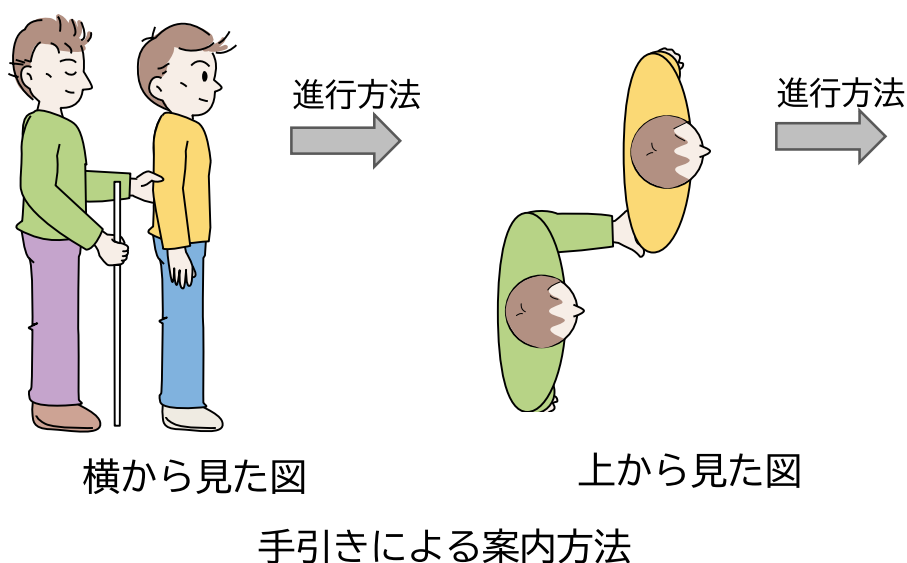
「何かお手伝いすることはありますか？」

いきなり車いすを押したり、手を引くと驚かれますので、まず声をかけることから始めましょう。

目の不自由な人へのご案内方法

まず、声をかけ、案内を希望されたら手引きで案内します。

相手のななめ前に立ち、ひじの上あたりを軽くつかんでもらいます。周囲の状況や、段差の状況をお伝えしながら、目的地までご案内します。



耳の不自由な人へのご案内方法

「手話」以外にも「筆談」や「口話」などの方法があります。

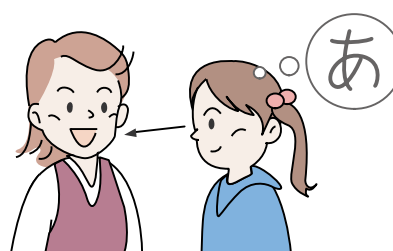
筆談：手のひらや紙に文字を書いて話をする方法です。

口話：相手の口の動きを読み取って話をする方法です。

口の動きがわかるように、正面を向いて大きく口を開けてはっきり話しましょう。筆談や身振りなどの動作もあわせて使うとわかりやすくなります。



筆談の様子



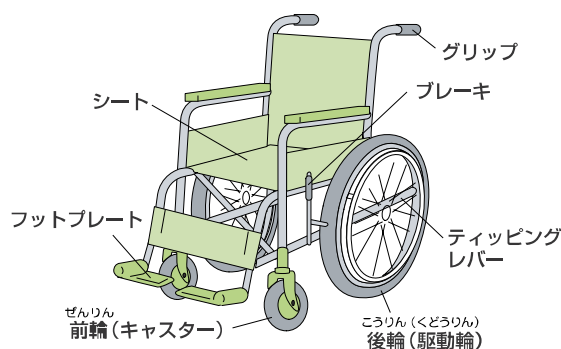
口話の様子

車いす使用者へのご案内方法

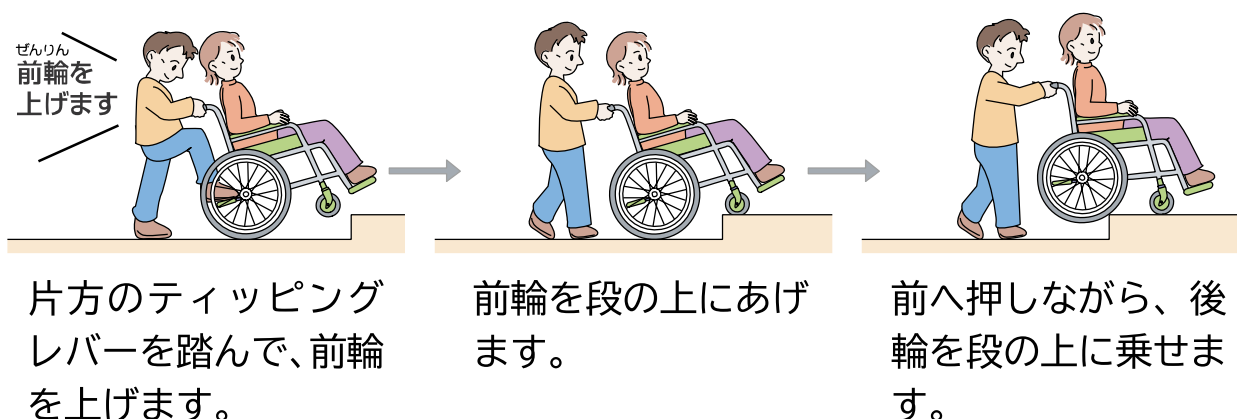
必ず、声をかけてから動かしします。

ブレーキを解除し、シートに深く座ってもらいましょう。浅く前かがみになると、動かしにくくなります。

フットプレートに足が乗っていることを確認し、グリップをしっかり握って前に押します。乗り降りする時や止まる時は、必ずブレーキをかけましょう。



〈低い段差の上り下りをする場合〉



※段を下りる時は、この逆を行います。必ず、背中から下ります。

高齢者へのご案内方法

目が見えにくい人もいますので、細かい字の資料などは読み上げて説明しましょう。耳が聞こえにくい人もいますので、ゆっくり、はっきりと話しかけましょう。

ヘルプマークをお持ちの方へのご案内方法

ヘルプマークは、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするマークです。

ヘルプマークを身に着けている方が、お困りのようであれば、声をかけ、必要としている援助や配慮を行いましょう。



ヘルプマーク
(赤色を背景に、白色の
十字とハートを配置)

5-2 日常点検でできること

日常的に確認すべき内容をまとめましたので、参考にしてください。

項目	内容	時期
案内板	室名は、最新の内容になっていますか？	年度当初
	汚れ・破損はないですか？	半年に1回程度
	文字や絵の色が薄くなっていませんか？	
触知案内板	室名等は最新の内容ですか？ 音声は流れますか？	年度当初
駐車場	表示が薄くなっていませんか？	半年に1回程度
	看板やコーンが破損していませんか？	
誘導用ブロック	破損等ではがれていませんか？	半年に1回程度
音声誘導装置等	インターホンは、つながりますか？ 音声は聞き取りやすいですか？ 音声誘導装置(チャイム)は、センサーに反応し鳴りますか？ シグナルエイドは、センサーに反応し音声流れますか？	半年に1回程度
受付口 ビー等	整理・整頓されてますか？ 施設案内図は最新の内容ですか？	年度当初
	貸出用備品の破損はありませんか？	2か月に1回程度
車いす の点検	汚れ・破損はありませんか？	2か月に1回程度
	空気は入ってますか？	
	ブレーキは効きますか？	
	駆動輪・前輪はスムーズに動きますか？	

【 施設運営にあたっての基本姿勢 】

施設を運営しながら、UDに配慮された施設であり続けるためには、「なぜそうなっているか、意味を知ること」と「利用者の意見を聴く姿勢を持つこと」が大切です。

「なぜ、出入口でチャイムが鳴るのか」「誘導用ブロックはなぜ設置されているか」「なぜ、バリアフリートイレのスペースは広いのか」その意味を理解することで、破損し修理が必要になったときに、利用者の立場に立って、解決策を考えることができます。

また、様々な立場の利用者から、施設に対してご意見やご要望が出されると思います。施設はすぐに修繕することは難しいですが、UDの意味を理解することで、ハード整備には至らずとも、ソフト対応できることも多いと思います。

施設を運営する中でいただいた意見や要望、施設の維持管理者として気づいた点などをかたちにし、施設がより使いやすくなるよう継続的に取り組みましょう。UDに配慮する姿勢を持つことが大切です。

【 新型コロナウイルス感染症及び大規模災害に備えて 】

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、窓口での手指消毒や飛沫防止対策、共有箇所の消毒など日常的な対応に取り組むだけでなく、ハード面での、「センサー等非接触で開閉できる扉」や、「トイレ内手洗いの自動水栓化」、「人感センサーにより点灯する照明器具」への更新などを行うことで、UDに配慮した誰もが安心して使いやすくしていく施設運営につながります。

また、新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」の定着やDX※によって、ハード整備やソフト対応においても様々な変革をもたらすことが予想されるため、常にその状況を把握しながら施設整備を進める視点も必要です。

そのほか、頻発化、激甚化する自然災害等に備えて、避難経路の廊下や階段には物を置かないよう日頃から整理整頓をしたり、車いす利用者など配慮の必要な方の災害時の避難方法を考えておいたり、非常時でもわかりやすい案内板を作成することなどもUDに配慮された施設の運営方法の一つです。

※ DXとは、「デジタル・トランスフォーメーション」のことであり、スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であるとされ、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とであるとされる。
（「令和元年版 情報通信白書」より）

《参考資料》

- ・「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」H11
- ・「ユニバーサルデザインのための施設利用体験会実施マニュアル」H15.2 三重県
- ・「ユニバーサルデザインの考え方で進める公共事業」H16.3 三重県
- ・「だれもが利用しやすいトイレをめざして」H16.3 三重県
- ・「ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備事例集」H18.2 三重県
- ・「既存公共的施設のバリアフリー化に対する取組み～施設整備努力事例集～」H19.3 三重県
- ・「ユニバーサルデザインのまちづくり冊子」 H30 改訂版 三重県
- ・「UDイベントマニュアル」H30 改訂版 三重県
- ・「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」H30 改訂版 三重県

《参考：チェックリスト》

チェック	項目
☐	外部からの出入口は、自動ドアですか。
☐	外部からの出入口の幅は、120 cm以上ありますか。
☐	各室の出入口は、引き戸ですか。
☐	各室の出入口の幅は、90 cm以上ありますか。
☐	移動経路の廊下等に段差はありませんか。
☐	廊下の幅は、180 cm以上ありますか。
☐	車いす使用者用駐車区画・おもいやり駐車区画の一般区画は、建物出入口近くに設けられていますか。
☐	車いす使用者用駐車区画の幅は、3.5m 以上ありますか。区画周囲に段差はありませんか。
☐	車いす使用者用駐車区画・おもいやり駐車区画の一般区画の数は、施設の用途に応じて、十分確保しましたか。
☐	敷地内通路の幅は、180 cm以上ありますか。
☐	敷地内のスロープは、幅を 120 cm、勾配を 1/15 以下としていますか。
☐	エレベーターの出入口の幅は、90 cm以上ありますか。
☐	エレベーターのかごの幅は、160 cm以上ありますか。(13 人乗り以上ですか。)
☐	階段の両側に、2 段手すりはありますか。
☐	階段の上段、下段に、注意喚起用ブロックはありますか。
☐	階段の段鼻は、わかりやすい色になっていますか。
☐	施設の各階に、車いす使用者用のトイレはありますか。
☐	施設内に 1 ヶ所以上、オストメイト対応設備、大人用介護ベッド、乳幼児用ベッドがありますか。
☐	施設内に、男女共用で利用できるトイレはありますか。
☐	受付ロビー等に「施設全体の案内板」、「会議室予定表」はありますか。
☐	敷地内、建物内に視覚障がい者用誘導ブロックは設置されていますか。

県有施設のための
ユニバーサルデザイン(UD)ガイドライン
令和2年12月(令和8年2月一部修正)

三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課
施設整備・ユニバーサルデザイン班

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

電話 (059)224-3349

ファックス (059)224-2270

E-mail ud@pref.mie.lg.jp